

第2次鶴ヶ島市

いのち支える自殺対策計画

～誰も自殺に追い込まれることのない
“生き心地のよい鶴ヶ島”をめざして～

令和6年3月

鶴ヶ島市

はじめに

平成18年に自殺対策基本法が施行されて以降、「個人の問題」と認識されがちであった自殺が広く「社会の問題」として認識されるようになり、国を挙げて自殺対策を総合的に推進してきました。

本市におきましても、これまで相談窓口情報の周知、精神科専門医によるこころの健康相談の実施、ゲートキーパー研修の実施などに取り組むとともに、平成31年3月に「鶴ヶ島市いのち支える自殺対策計画」を策定し、総合的に対策を進めてきたところです。

しかし、令和2年には新型コロナウイルス感染症拡大等の影響で、自殺の要因となりうる様々な問題が悪化し、全国の自殺者数は11年ぶりに前年を上回り、決して楽観できる状況ではありません。

この度、現行の計画期間が令和6年3月で終了するにあたり「第2次鶴ヶ島市いのち支える自殺対策計画」を策定しました。この計画では、自殺に関する正しい知識を持つ人を増やし、自殺を考えている方を早期に発見し、支援の必要な人が支援を受けられるまちを目指しています。今後も、「誰も自殺に追い込まれることのない”生き心地のよい鶴ヶ島”」の実現をめざしてまいります。市民の皆様をはじめ、関係者の方々の一層のご理解とご協力をお願いいたします。

結びに、この計画の策定にあたり、貴重なご意見やご提案をいただきました多くの皆様に心から感謝申し上げます。

令和6年3月

鶴ヶ島市長 齊藤 芳久



目次

第1章 計画策定の趣旨等	1
1 計画策定の趣旨	2
2 計画の位置づけ	3
3 計画の期間	4
4 計画の数値目標	5
第2章 鶴ヶ島市の自殺の現状	7
1 統計データ	8
2 市民意識調査	15
3 本市の特徴	22
4 前計画の振り返り	27
第3章 計画の基本的な考え方	29
1 基本理念	30
2 目標	30
3 施策体系	30
4 計画の指標	32
第4章 具体的な取組	33
I 基本施策	34
1 命を守るための情報提供・理解促進	34
2 相談・支援体制の充実	37
3 地域におけるネットワークの強化	42
4 気づき・見守りができる人材の養成	45
II 重点施策	46
1 高齢者への支援	46
2 生活困窮者への支援	49
3 女性への支援	51
4 子ども・若者への支援	54
第5章 計画の推進	59
1 計画の推進体制	60
2 計画の進捗管理	62
第6章 資料編	63

第1章

計画策定の趣旨等

- 1 計画策定の趣旨
 - 2 計画の位置づけ
 - 3 計画の期間
 - 4 計画の数値目標
-

第1章 計画策定の趣旨等

1 計画策定の趣旨

自殺対策基本法が平成28年に改正され、市町村にも「自殺対策計画」策定が義務づけられたことから、本市においても「鶴ヶ島市いのち支える自殺対策計画」を平成31年3月に策定しました。

市では、本計画に基づき、相談窓口を掲載したリーフレットの配布などによる自殺への理解啓発活動や、ゲートキーパー研修による自殺対策を支える人材の養成等、全庁を挙げて「生きることの包括的な支援」を推進してきました。

我が国の自殺対策は、平成18年に自殺対策基本法が制定されて以降、国を挙げて自殺対策を総合的に推進した結果、自殺者数は3万人台から2万人台に減少するなど着実に成果を上げています。

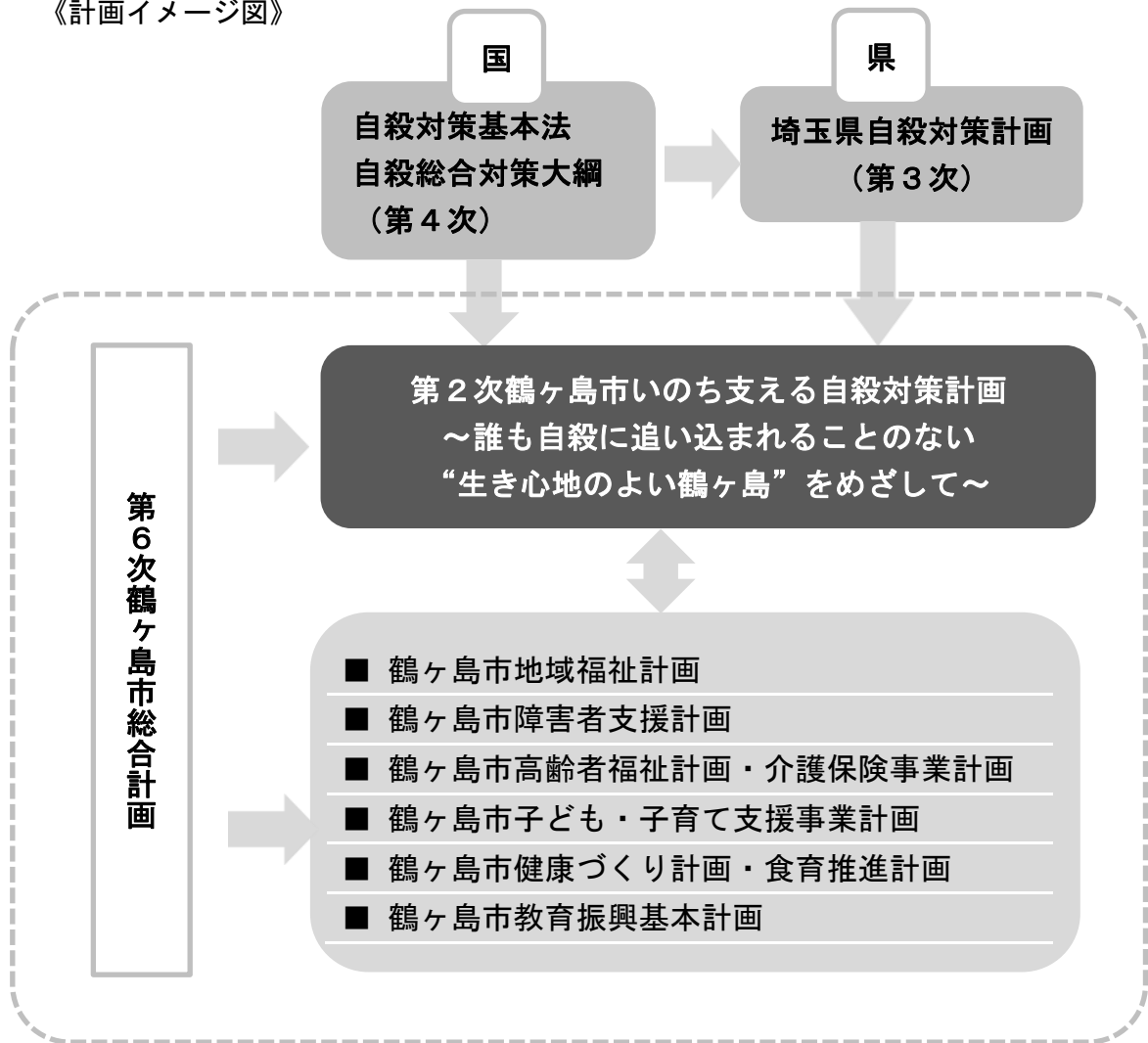
しかし、我が国の自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺による死亡率）は、依然として主要先進7か国の中で最も高く、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等で女性や小中高生の自殺者数が増える等、状況に変化が起きています。

こうした中、令和4年に政府が推進すべき自殺対策指針として策定している「自殺総合対策大綱」の5年に一度の見直しが行われたことに合わせて「第2次鶴ヶ島市いのち支える自殺対策計画」を策定するものです。

2 計画の位置づけ

本計画は、自殺対策基本法第13条第2項に基づく計画として位置づけ、国の自殺総合対策大綱¹及び埼玉県自殺対策計画の趣旨を踏まえるとともに、市の上位計画である「第6次鶴ヶ島市総合計画」をはじめ、「鶴ヶ島市地域福祉計画」、「鶴ヶ島市健康づくり計画・食育推進計画」等との整合性を図りながら策定するものです。

《計画イメージ図》



¹ 自殺総合対策大綱

自殺対策基本法に基づいて自殺対策を推進する上での理念、認識、方針、施策、目標などを示すもの。5年ごとに見直され、現行の大綱は令和4年10月に閣議決定されている。

3 計画の期間

本計画の期間は、令和6年度から令和10年度までの5年間とします。

ただし、社会情勢の変化、法制度の改正などにより、本計画の部分的変更、見直しなどを必要に応じて行うこととします。

	令和 4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	
市		策定	第2次鶴ヶ島市いのち支える自殺対策計画					評価・見直	第3次
県	埼玉県自殺対策計画 (第2次)		埼玉県自殺対策計画※ (第3次)						
国	10/14 閣議 決定	自殺総合対策大綱 (第4次)							

※ 埼玉県自殺対策計画は、令和6年度から、第8次埼玉県地域保健医療計画の一部に位置づけられます。

4 計画の数値目標

国は、自殺総合対策大綱において「令和8年までに自殺死亡率²を平成27年の18.5と比べて30%以上減少させる(13.0以下にする)」ことを当面の目標としています。

本市でも、国の目標と同様の考え方により平成27年の本市の自殺死亡率18.5から30%以上減少となる13.0以下を当面の目標とします。

■ 国の数値目標

自殺総合対策大綱 (令和4年10月閣議決定)		
基準年	平成27年	令和8年
自殺死亡率 (人)	18.5	13.0以下
対27年比	100%	70.0%以下

■ 鶴ヶ島市の数値目標

基準年	平成27年	前計画 令和1～5年度	第2次計画 令和6～10年度
		令和4年	計画期間内
自殺死亡率 (人)	18.5	(目標)14.7 (実績)14.3	13.0以下
対27年比	100%	(目標)79.2% (実績)77.3%	70.0%以下

※前計画の最終年となる令和5年において、令和4年の自殺死亡率が公表されるため、基準年を令和4年としています。

※本市の令和4年における自殺死亡率は14.3であり、目標値を下回りました。

我が国の自殺対策が最終的に目指すものは、自殺総合対策大綱にあるとおり「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」であり、本市も最終的に自殺者ゼロを目指します。

² 自殺死亡率
人口10万人当たりの死者数

第2章

鶴ヶ島市の自殺の 現状

- 1 統計データ
 - 2 市民意識調査
 - 3 本市の自殺の特徴
 - 4 前計画の振り返り
-

第2章 鶴ヶ島市の自殺の現状

1 統計データ

はじめに

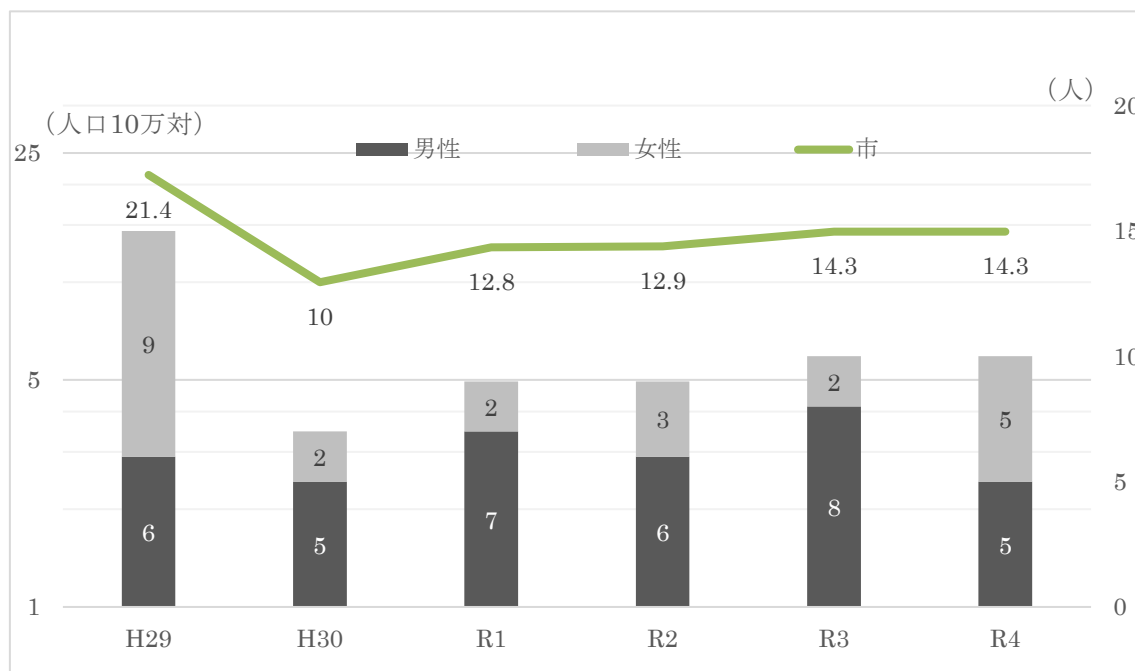
厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」及び厚生労働大臣指定法人いのちを支える自殺対策推進センター（以下「自殺対策推進センター」という。）が各自治体の自殺の実態をまとめた「地域自殺実態プロファイル」を活用し、本市の自殺の現状を分析しました。

また、分析にあたっては、警察庁の「自殺統計原票を集計した結果（自殺統計）」と厚生労働省の「人口動態統計」の両方を使用するとともに、自殺者数と自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺者数）の2種類の値を参照しました。

(1) 自殺者数と自殺死亡率の推移

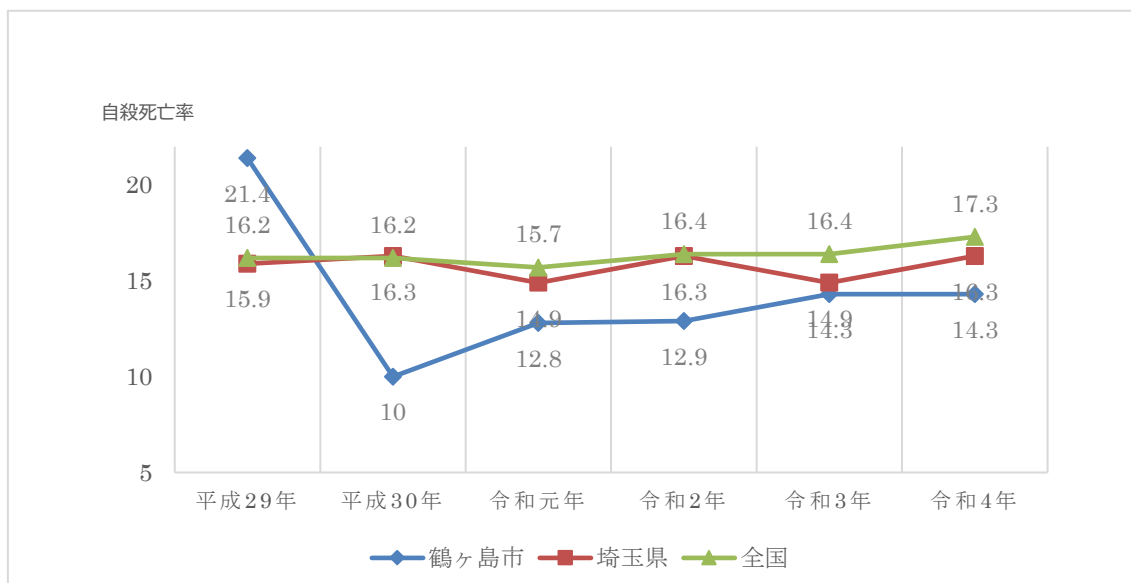
本市の自殺者数は平成30年に減少しましたが、その後、微増となっています。自殺死亡率は、平成30年以降埼玉県及び国より低くなっています。

図1 鶴ヶ島市における自殺者数・自殺死亡率の推移



【出典】厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」より作成

図2 鶴ヶ島市における自殺死亡率の推移（全国・埼玉県との比較）

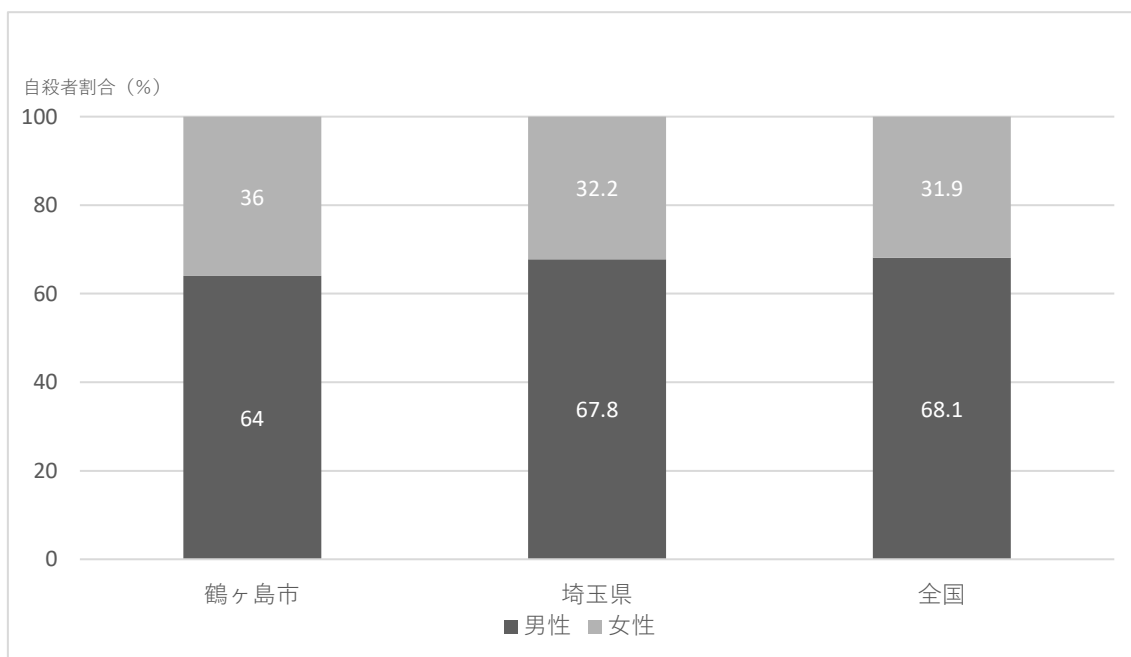


【出典】厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」より作成

(2) 男女別の自殺の状況

本市の自殺者数（平成29年から令和3年まで）の男女別構成比は、国・埼玉県と比較すると、女性の比率が高くなっています。

図3 鶴ヶ島市・埼玉県・国の男女別自殺割合（H29～R3）

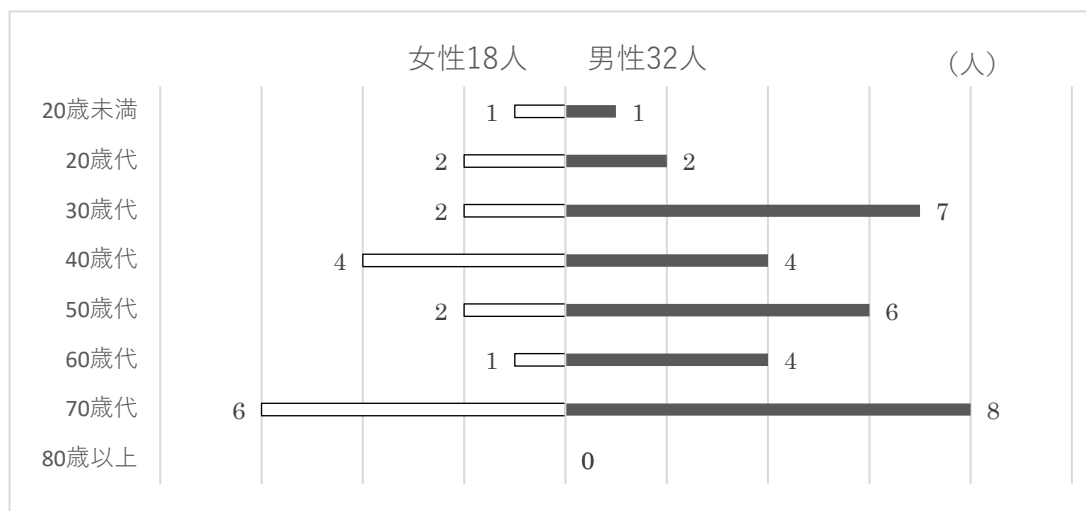


【出典】厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」より作成

(3) 男女別・年代別の自殺の状況

本市の自殺者数（平成29年から令和3年まで）を男女別及び年代別にみると、男性では「70歳代」が最も高く、次いで「30歳代」となっています。女性では「70歳代」が最も高く、次いで「40歳代」となっています。

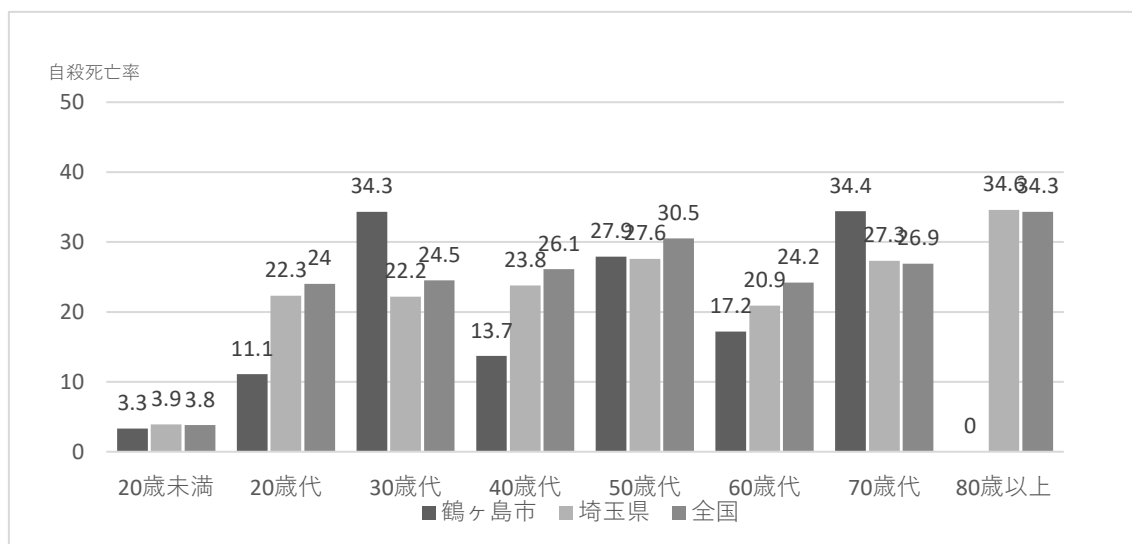
図4-1 鶴ヶ島市における性別・年代別自殺者数（H29～R3）



【出典】厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」より作成

本市の年代別自殺死亡率（平成29年から令和3年まで）を埼玉県・国と比較すると、男性では「70歳代」が最も高く、次いで「30歳代」となっています。

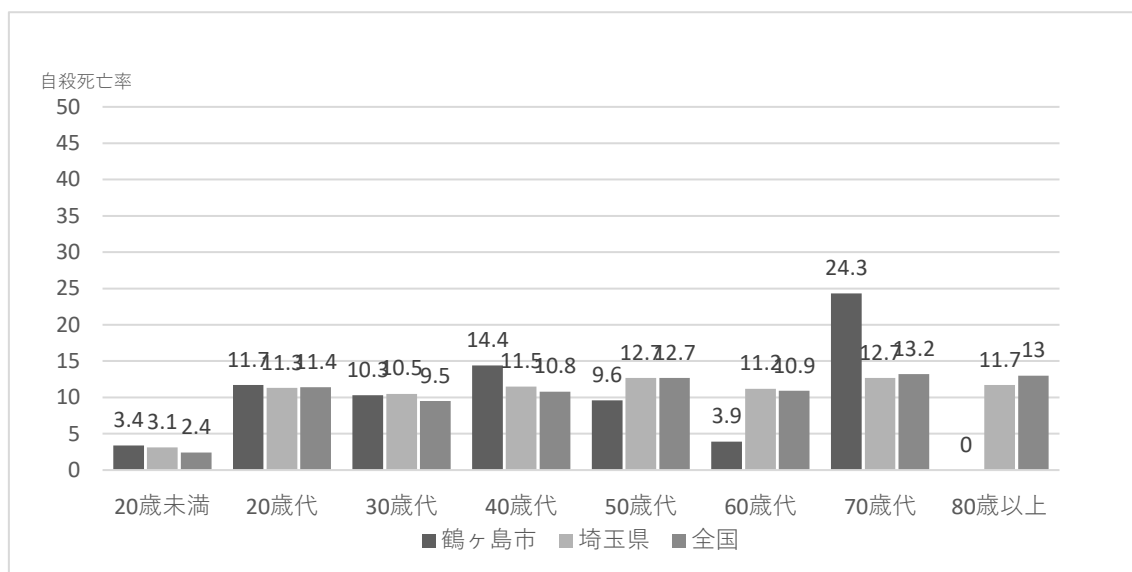
図4-2 鶴ヶ島市・埼玉県・国の年代別の自殺死亡率（H29～R3）－男性



【出典】自殺対策推進センター「地域自殺実態プロファイル」より作成

本市の年代別自殺死亡率（平成29年から令和3年まで）を埼玉県・国と比較すると、女性では「70歳代」が最も高く、次いで「40歳代」となっています。

図4-3 鶴ヶ島市・埼玉県・国の年代別の自殺死亡率（H29～R3）－女性



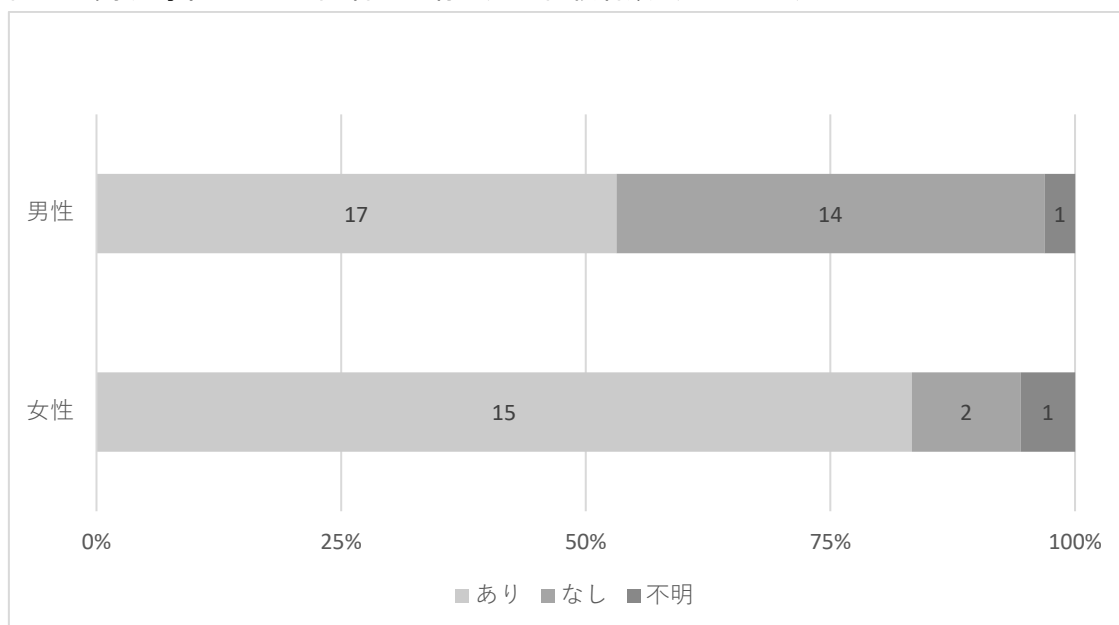
【出典】自殺対策推進センター「地域自殺実態プロファイル」より作成

(4) 同居人の有無の状況

本市の同居人の有無別による自殺者数（平成29年から令和3年まで）をみると、男女別で差異が見られました。

男性では「同居人あり」が17人、「同居人なし」が14人なのに対して、女性では「同居人あり」が15人、「同居人なし」が2人となっています。

図5 鶴ヶ島市における同居人の有無別の自殺者数（H29～R3）



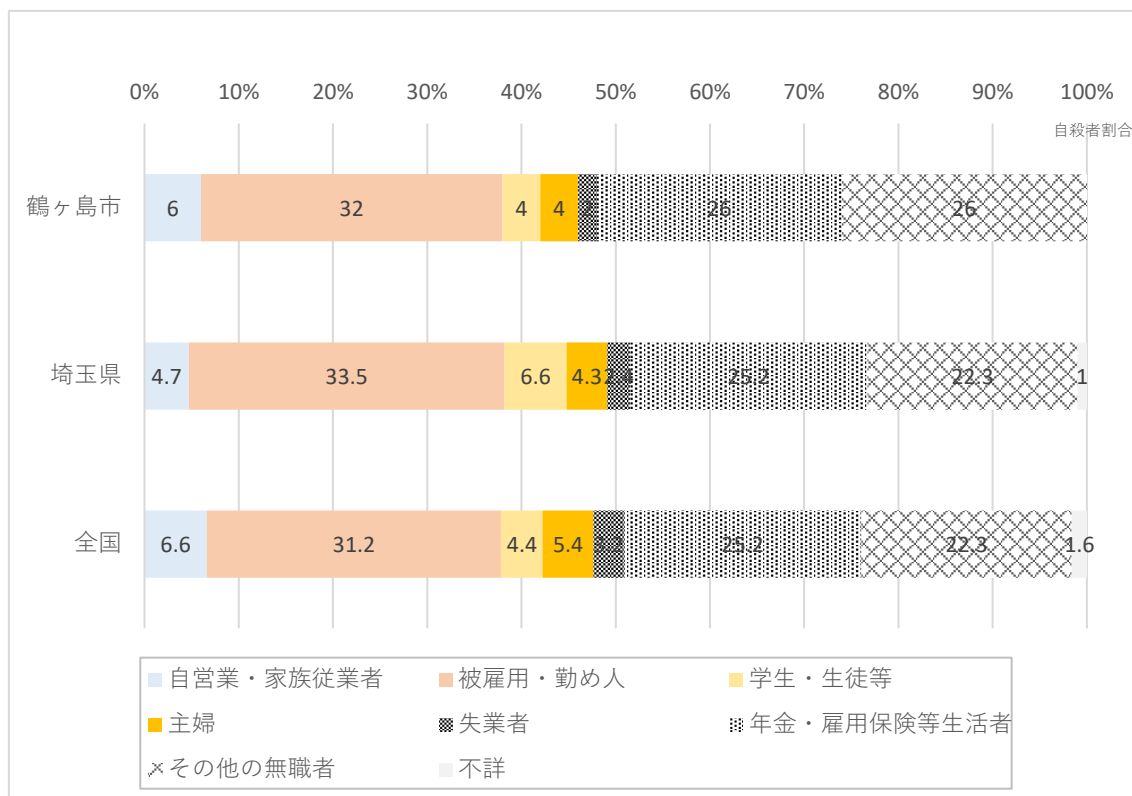
【出典】自殺対策推進センター「地域自殺実態プロフィール」より作成

(5) 職業別の自殺者数の割合

本市の職業別の自殺者割合（平成29年から令和3年まで）を埼玉県・国と比較すると、「その他の無職者」が高くなっています。

また、「学生・生徒等」、「主婦」、「失業者」が埼玉県・国と比較すると低くなっています。

図6 鶴ヶ島市・埼玉県・国の職業別の自殺者割合（H29～R3）



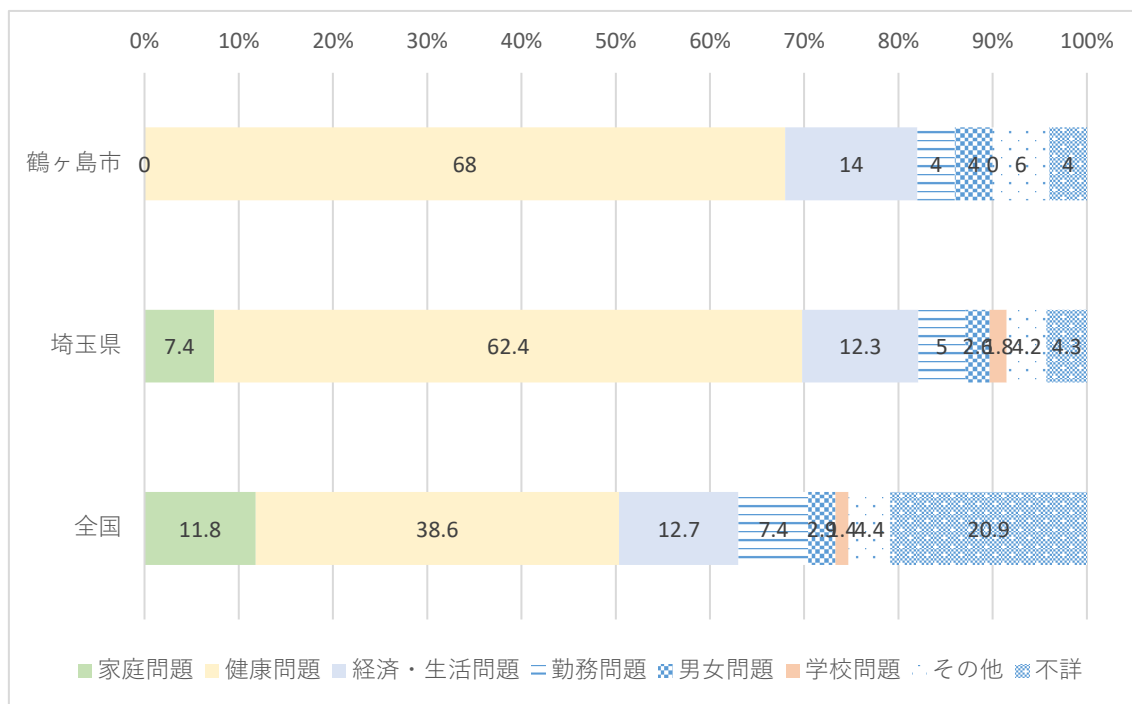
【出典】厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」より作成

(6) 原因・動機別の状況

本市の原因・動機別の自殺者割合（平成29年から令和3年まで）を埼玉県・国と比較すると、「健康問題」、「経済・生活問題」が高くなっています。

また、「家庭問題」、「学校問題」が埼玉県・国と比較すると低くなっています。

図7 鶴ヶ島市・埼玉県・国の原因・動機別の自殺者割合（H29～R3）



【出典】厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」より作成

2 市民意識調査

(1) 調査の概要

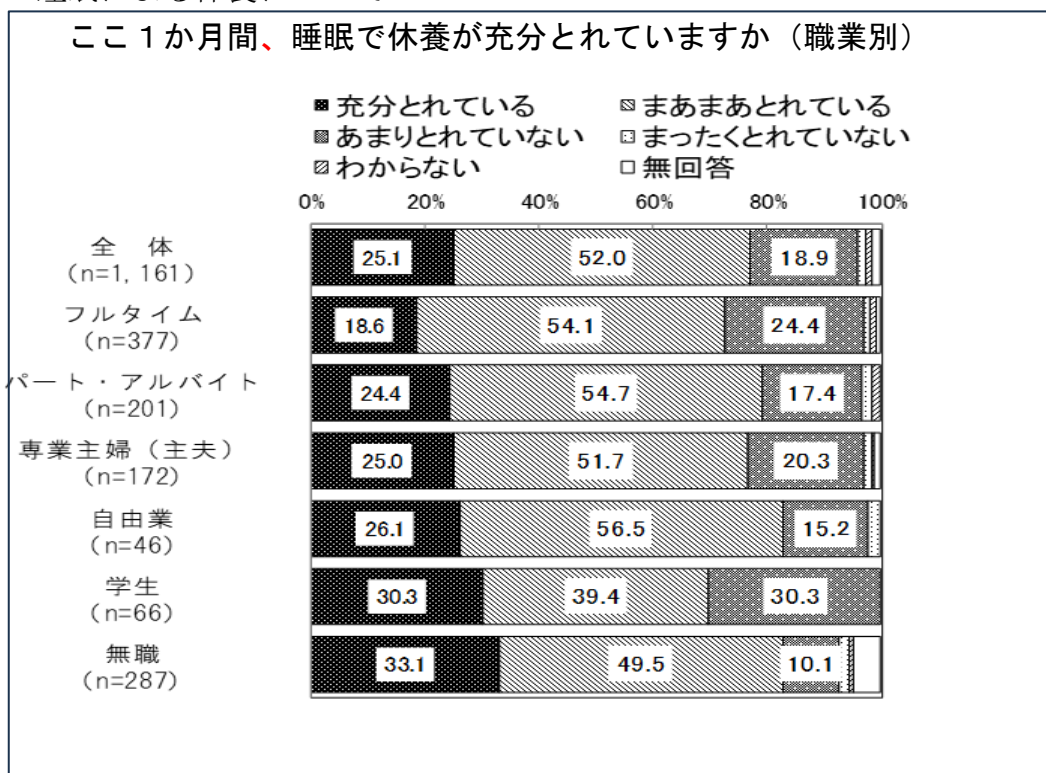
本計画の取組の方向性や前自殺対策計画の評価の基礎資料とするため、「第2次鶴ヶ島市健康づくり計画・食育推進計画（後期計画）」（以下、「健康づくり計画」という。）及び「第3次鶴ヶ島市地域福祉計画」（以下「地域福祉計画」という。）の市民意識調査から、自殺対策に関わる項目の結果を利用しています。

健康づくり計画の調査は、15歳以上の市民2,000人を対象に郵送で実施し、1,161人から回答があり、回収率は58.1%でした。（調査期間：令和2年2月15日～令和2年7月17日）

地域福祉計画の調査は、市民1,000人を対象に郵送で実施し、515人から回答があり、回収率は51.5%でした。（令和2年10月14日～令和2年10月31日）

(2) 調査結果

a. 睡眠による休養について

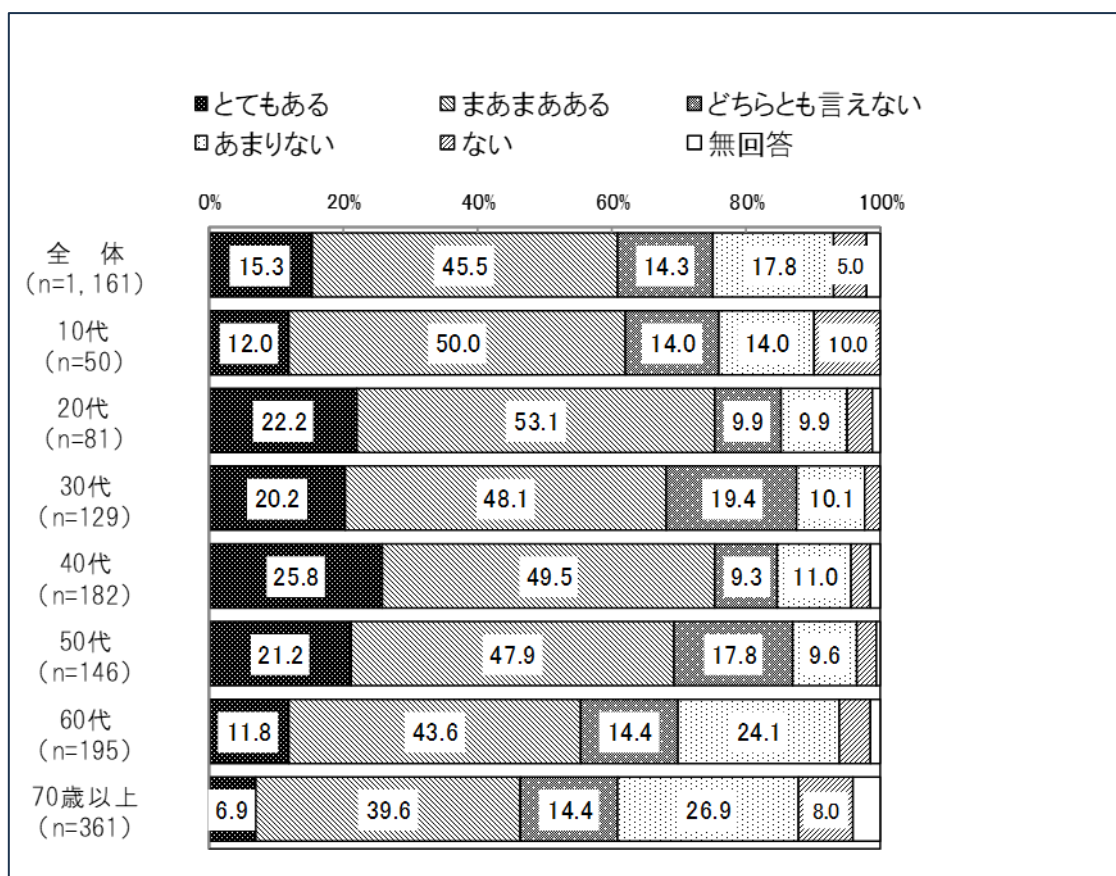
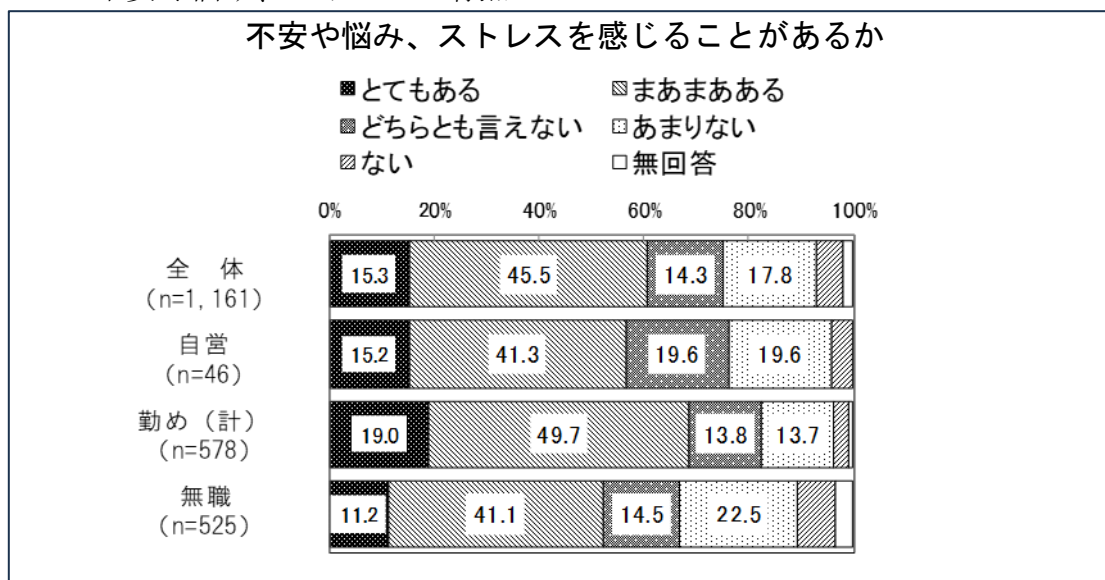


出典：「第2次鶴ヶ島市健康づくり計画・食育推進計画（後期計画）」市民意識の動向

- ◇ ここ1ヶ月間、睡眠で休養が充分とれているかは、「充分とれている」「まあまあとれている」が全体で77.1%となっており、前回調査結果(77.4%)より0.3%低くなっています。

「充分とれている」「まあまあとれている」の合計を職業別にみると、学生が69.7%、フルタイムが72.7%と、他の職業と比べて低くなっています。

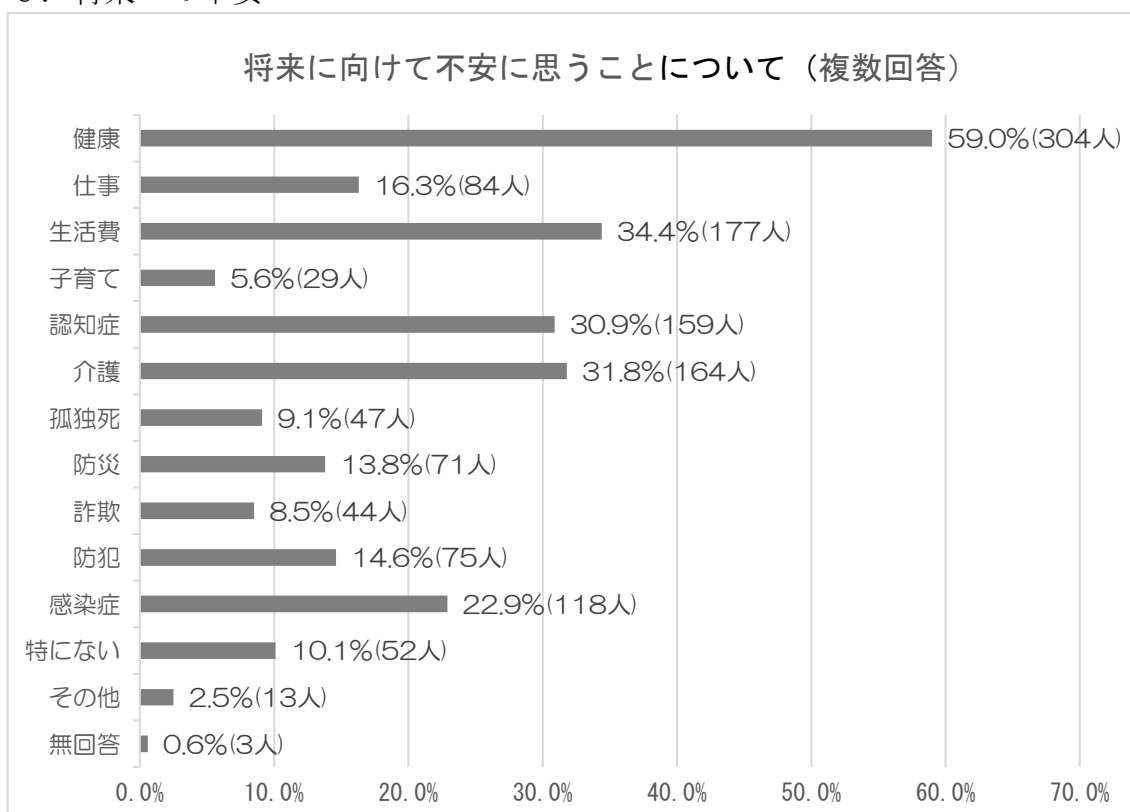
b. 不安や悩み、ストレスの有無



出典：「第2次鶴ヶ島市健康づくり計画・食育推進計画（後期計画）」市民意識の動向

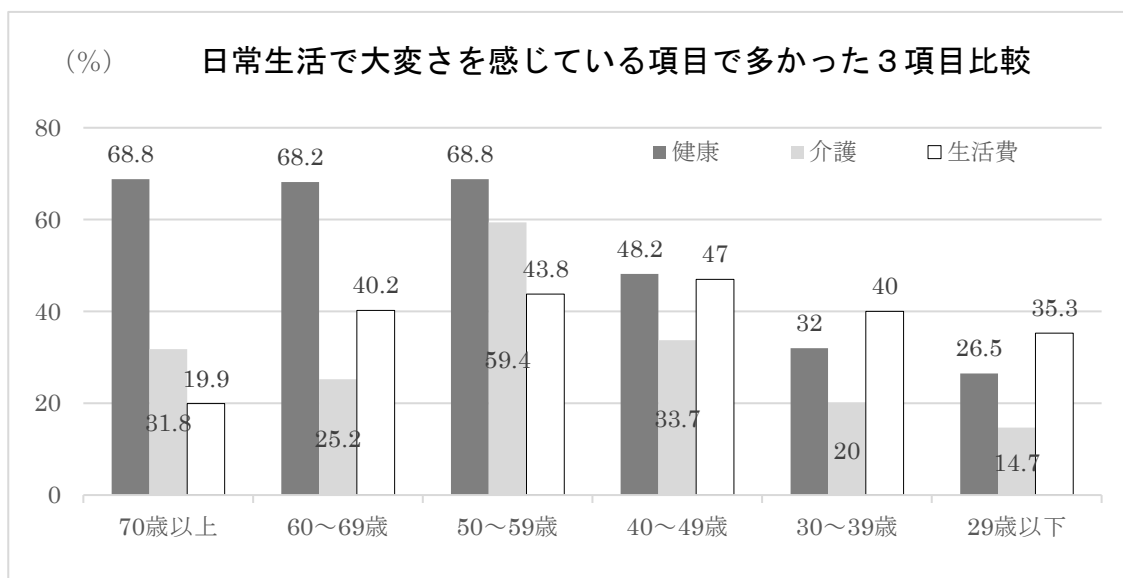
- ◇ 不安や悩み、ストレスの有無は、「とてもある」が全体で15.3%、前回調査結果（14.0%）より1.3%高くなってします。
- ◇ 不安や悩み、ストレスの有無を年齢別で見ると、「とてもある」「まあまあある」の合計は20歳代と40歳代が高くなっています。
- ◇ 「とてもある」は、40歳代が最も高く25.8%（前回比較3.2ポイント増）、次いで20歳代で22.2%（前回比較4.3ポイント増）となっています。

c. 将来への不安



出典：「第3次鶴ヶ島市地域福祉計画」市民意識調査の結果

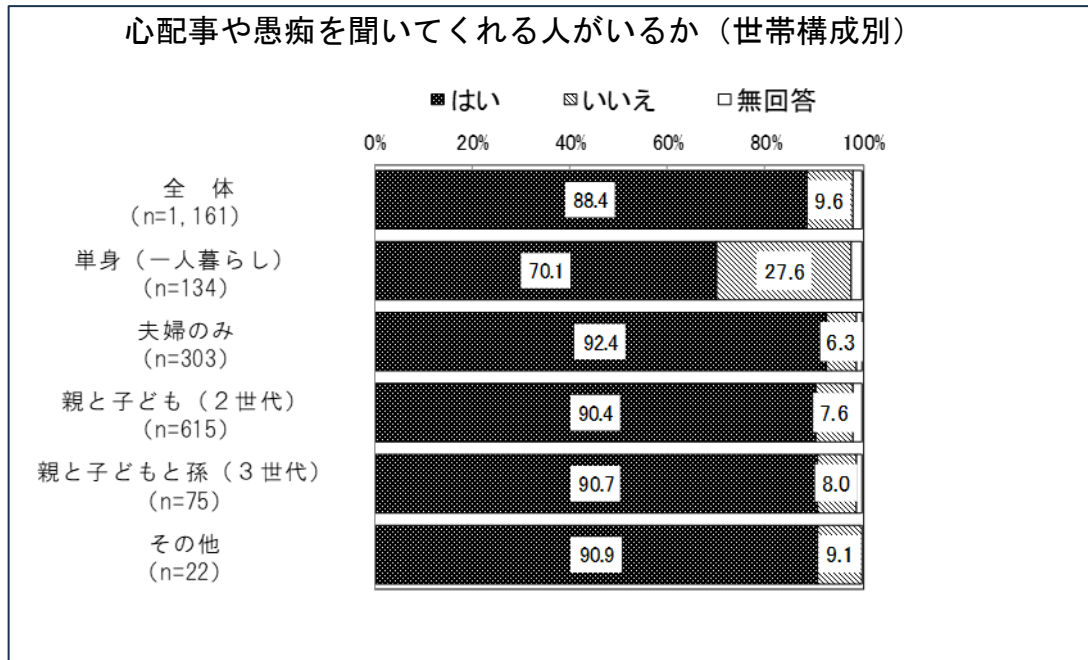
- ◇ 将来の不安で最も多いのは、「健康」59.0%（304人）でした。次いで、「生活費」34.4%（177人）、「介護」31.8%（164人）、「認知症」30.9%（159人）、「感染症」22.9%（118人）、「仕事」16.3%（84人）の順となっています。
- ◇ 前回の調査では、「健康」が66.5%と最も高く、次いで「介護」「生活費」「認知症」「仕事」の順でした。また、前回は回答になかった「感染症」が今回は5位に入りました。



出典：「第3次鶴ヶ島市地域福祉計画」市民意識調査の結果より作成

- ◇ 「健康」に大変さを感じている割合は、50歳代、60歳代、70歳以上がほぼ同じ約7割であり、40歳代、30歳代、29歳以下と年齢が下がるにつれて低くなっています。
- ◇ 「生活費」に大変さを感じている割合は、70歳以上がやや低くなっています。他の年代はほぼ同じ割合となっています。
- ◇ 「介護」に大変さを感じている割合は、50歳代が他の年代と比較して高くなっています。

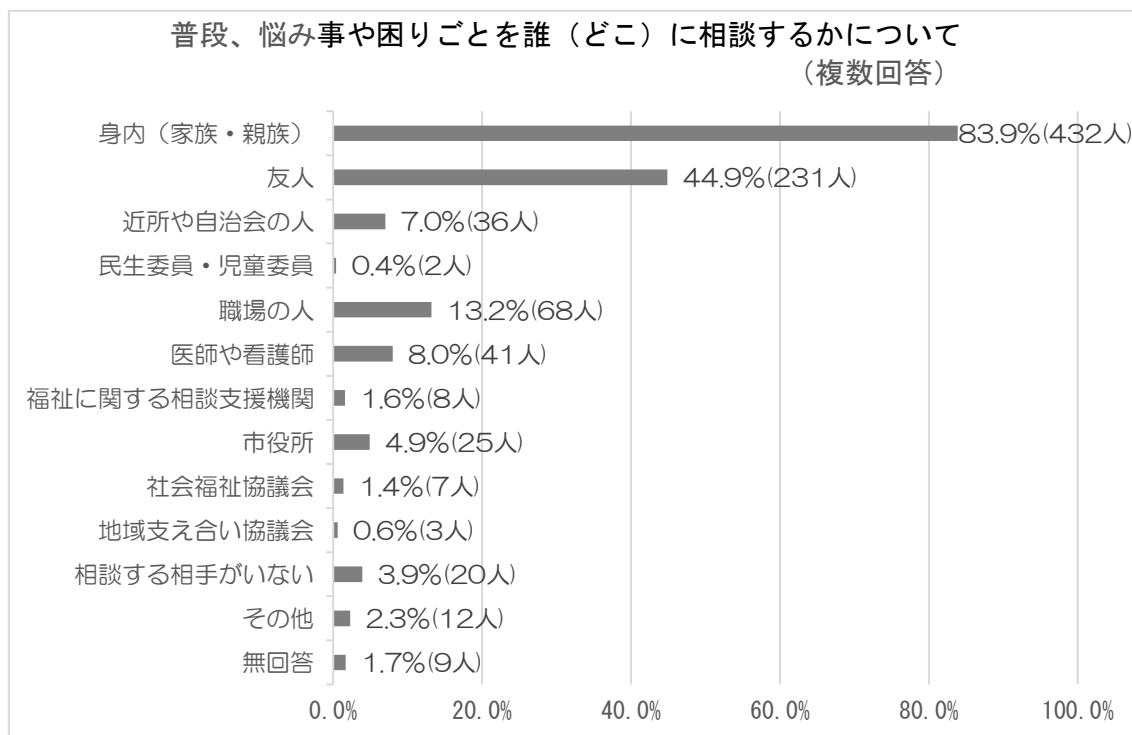
d. 相談相手の有無について



出典：「第2次鶴ヶ島市健康づくり計画・食育推進計画（後期計画）」市民意識の動向

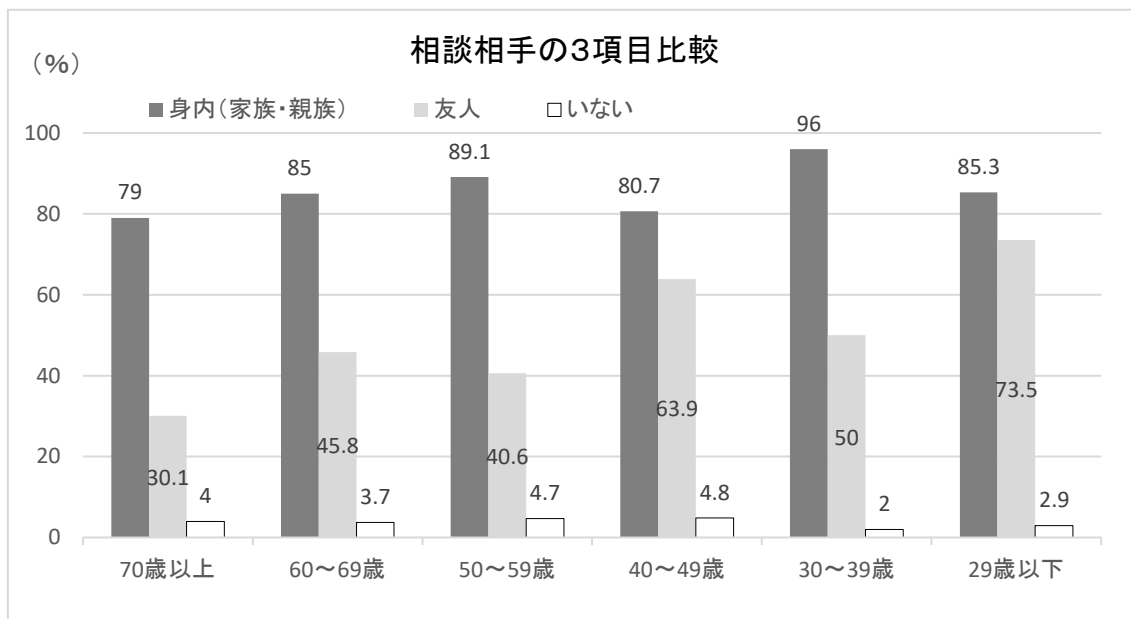
- ◇ 心配事や愚痴を聞いてくれる人がいるかを世帯構成別で見ると、同居者がいる人は「はい」が9割以上となっています。
- ◇ 単身（一人暮らし）では「はい」が70.1%、「いいえ」が27.6%となっています。

e. 相談相手について



出典：「第3次鶴ヶ島市地域福祉計画」市民意識調査の結果

- ◇ 相談相手で最も多いのは、「身内(家族・親族)」の83.9%（432人）で、次いで「友人」44.9%（231人）、「職場の人」13.2%（68人）の順となっています。
- ◇ 「医師や看護師」8.0%（41人）を除くと、「市役所」4.9%（25人）、「社会福祉協議会」1.4%（7人）、「福祉に関する相談支援機関」1.6%（8人）と公的な機関に対して相談すると考える人が少なくなっています。



出典：「第3次鶴ヶ島市地域福祉計画」市民意識調査の結果より作成

- ◇ 相談相手に「身内（家族・親族）」を選んだ人を年代別で見ると、どの年代も大きな差異はありませんでしたが、70歳以上が最も低く、次いで40歳代となっています。
- ◇ 「友人」を選んだ人は、70歳以上が最も低く、次いで50歳代の順となっており、29歳以下が最も多く、次いで40歳代の順となっています。
- ◇ 「相談する相手がない」を選んだ人は、40歳代が最も多く、次いで50歳代となっています。

3 本市の自殺の特徴

(1) いのち支える自殺対策推進センターの分析

いのち支える自殺対策推進センター¹（以下「自殺対策推進センター」という。）から、平成29年から令和3年までの5年間の地域の自殺の特徴として示された本市の自殺の特徴は以下のとおりです。

これは、性別、年代、職業の有無、同居人の有無で区分したもののから自殺者数が多い5区分が示されたものです。

自殺者の特性 上位5区分	自殺者数 (5年計)	割合	背景にある主な自殺の危機経路
1位：女性 40～59歳 無職同居	5人	10.0	近隣関係悩み+家族間の不和→うつ病→自殺
2位：女性 60歳以上 無職同居	5人	10.0	身体疾患→病苦→うつ状態→自殺
3位：男性 60歳以上 無職独居	4人	8.0	失業（退職）+死別・離別→うつ状態→将来生活への悲観→自殺
4位：男性 40～59歳 有職同居	4人	8.0	配置転換→過労→職場の人間関係の悩み+仕事の失敗→うつ状態→自殺
5位：男性 20～39歳 無職独居	3人	6.0	【30代その他無職】失業→生活苦→多重債務→うつ状態→自殺／【20代学生】学内の人間関係→休学→うつ状態→自殺

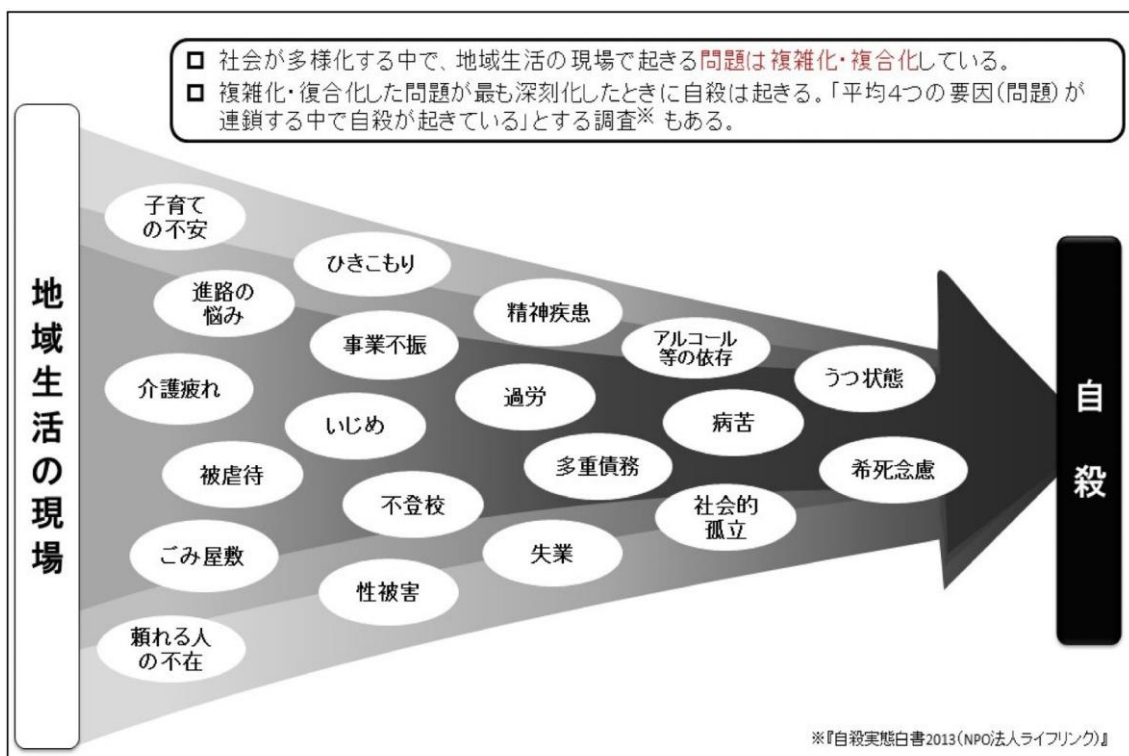
※「背景にある主な自殺の危険経路」は、NPO法人自殺対策支援センターライフリンク²「自殺実態白書2013」を参考に自殺対策推進センターが推定したものです。自殺者の特性別にみて代表的と考えられる経路の一例を示しており、記載の経路が唯一のものではないことにご留意ください。

¹ いのち支える自殺対策推進センター

「自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するための調査研究及びその成果の活用等の推進に関する法律」が定める指定調査研究等法人。厚生労働大臣指定法人。

² NPO法人自殺対策支援センターライフリンク

自殺対策を行っている全国の団体や個人などに対して、活動促進に必要な実態の調査や関連情報の提供などを行っている NPO 法人。

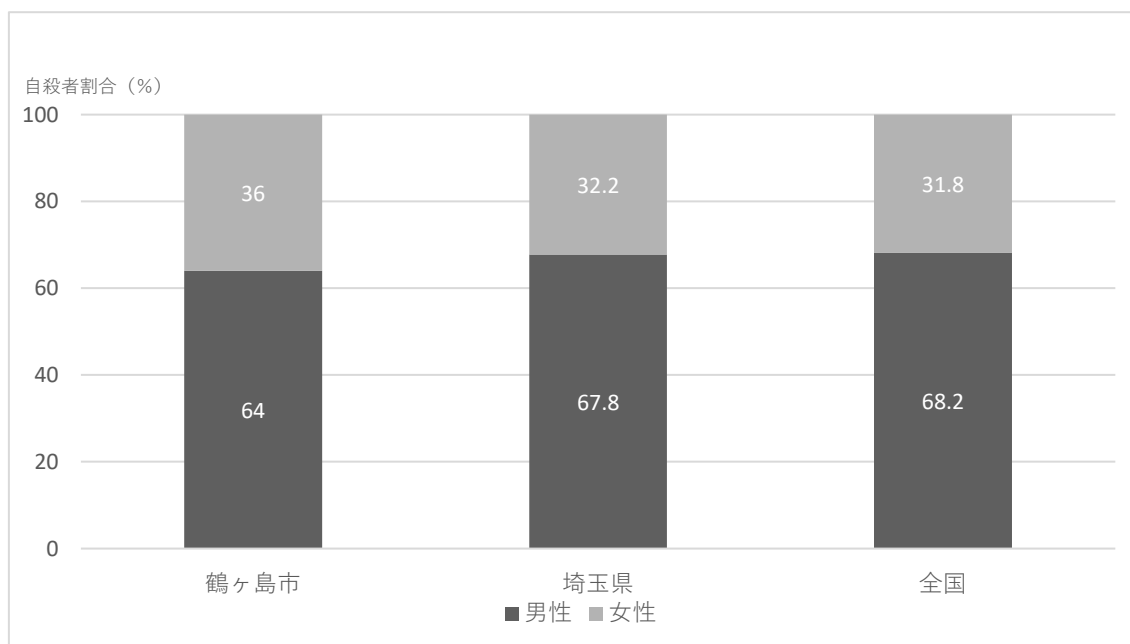


自殺の危機要因イメージ図（厚生労働省資料「市町村自殺対策計画策定の手引」より引用）

(2) 統計データからみる本市の自殺の特徴

○自殺者数は、男性の方が女性より多くなっていますが、埼玉県・国の自殺者数割合と比較すると、女性の割合が高くなっています。

根拠データ：＜鶴ヶ島市・埼玉県・国の男女別自殺割合（H29～R3）＞【再掲】P.9



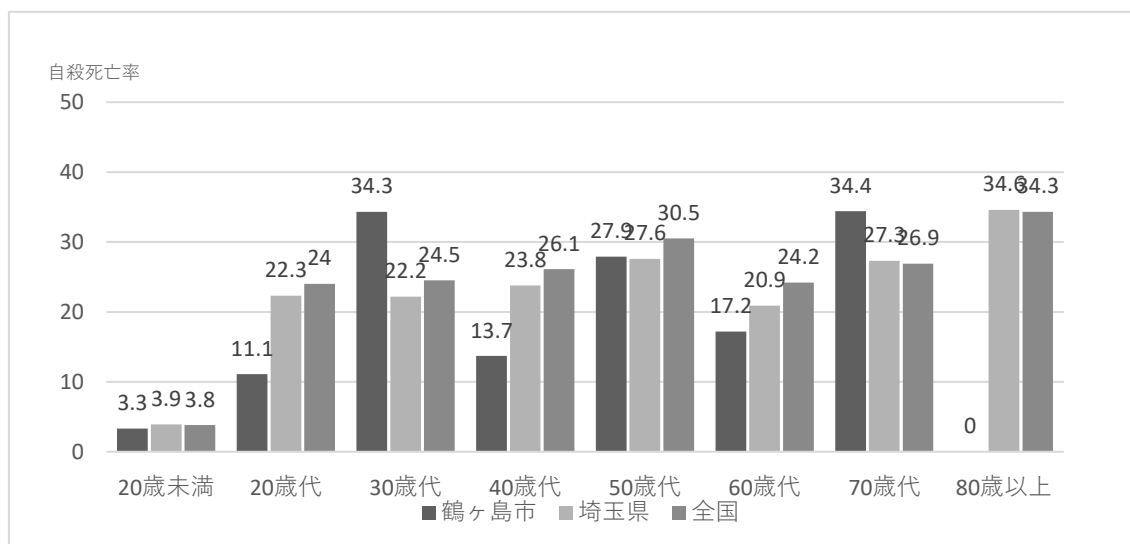
第2章 鶴ヶ島市の現状と課題

3 本市の自殺の特徴

○性別・年代別の自殺死亡率を埼玉県・国と比べると、男性では「70歳代」と「30歳代」が高くなっています。

根拠データ：＜鶴ヶ島市・埼玉県・国の年代別の自殺死亡率（H29～R3）－男性＞

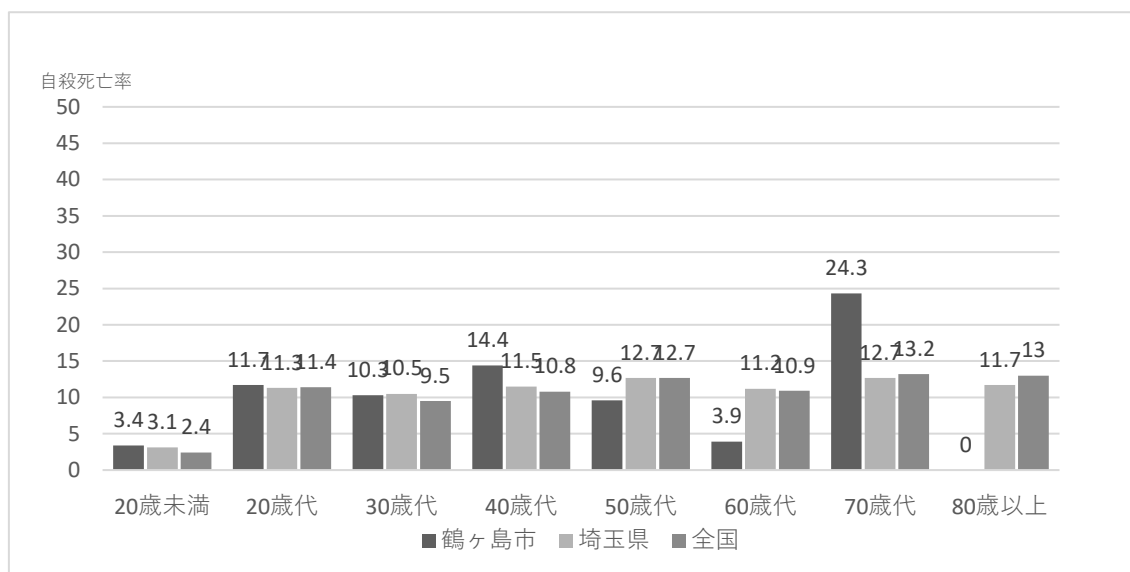
【再掲】P.11



○性別・年代別の自殺死亡率を埼玉県・国と比べると、女性では「70歳代」が高くなっています。

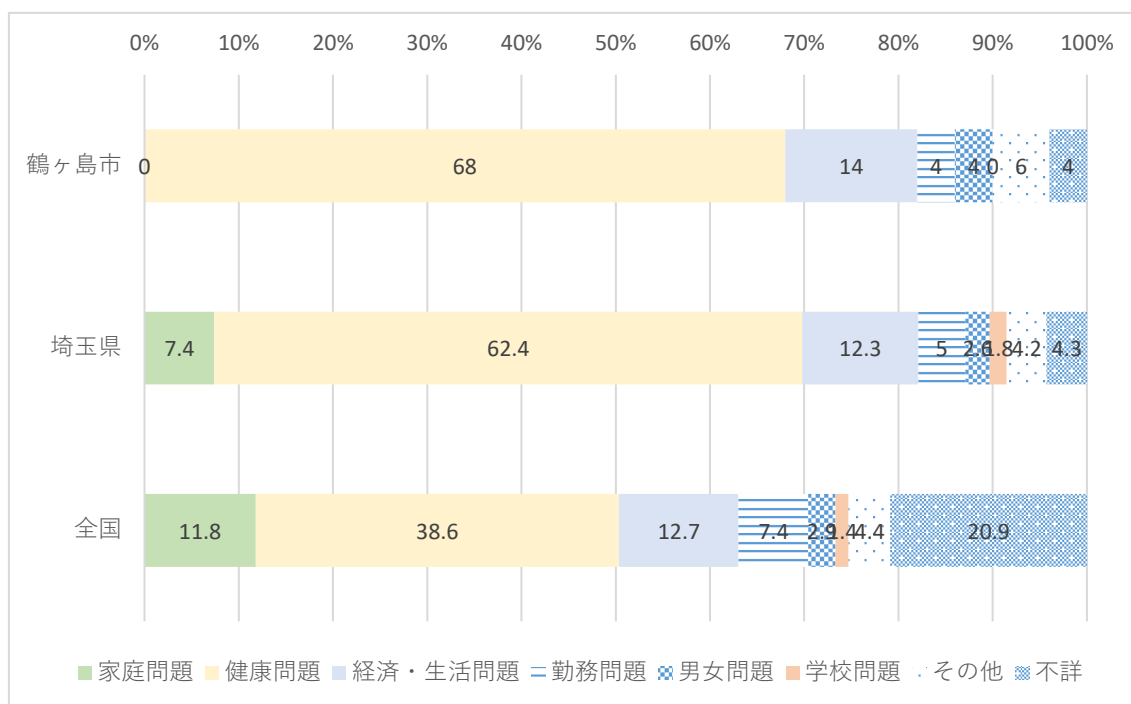
根拠データ：＜鶴ヶ島市・埼玉県・国の年代別の自殺死亡率（H29～R3）－女性＞

【再掲】P11



○自殺原因・動機別の自殺者割合を埼玉県・国と比べると「健康問題」、「経済・生活問題」が高くなっています。

根拠データ：＜鶴ヶ島市・埼玉県・国の原因・動機別の自殺割合（H29～R3）＞
【再掲】P. 14



(3) 鶴ヶ島市の重点施策

自殺対策推進センターの分析と、統計データから見る本市の自殺の特徴、そして、令和4年10月に政府が閣議決定した自殺総合対策大綱で、今後5年間で取り組むべき施策の最初に、「子ども・若者の自殺対策のさらなる推進・強化」と「女性に対する支援の強化」を位置付けていることを踏まえて、次の4つを鶴ヶ島市の重点施策とします。

鶴ヶ島市の重点施策

- 高齢者への支援
- 生活困窮者への支援
- 女性への支援
- 子ども・若者への支援

4 前計画の振り返り

(1) 数値目標

前計画期間内に達成すべき目標として、計画最終年である令和5年までに（令和4年の）自殺死亡률을平成27年比20.8%減となる14.7とすることをしました。

		前計画 令和元～5年度	実績
基準年	平成27年	令和4年	令和4年
自殺死亡률	18.5	14.7	14.3
対平成27年比	100%	79.2%	77.3%

自殺死亡률은、令和4年は14.3であり、目標値を下回りました。

自殺総合対策大綱にある「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指し、自殺対策を推進していきます。

(2) 評価指標

前計画で設けた評価指標は次のとおりです。

評価指標		評価結果	
指標	目標値	令和4年度 現状値	評価
市民向けゲートキーパー研修の実施	各年度に2回開催し、年間100人以上が参加	未達成	新型コロナウイルス感染症対策のため、対面式の研修を制限しました。今後再開するとともに、リモート形式の研修も企画します。
相談専門員向けゲートキーパー研修の実施	各年度に2回開催し、年間50人以上が参加	未達成	
啓発リーフレットの作成・配布	各年度につき500部	達成	毎年9月の自殺予防週間、3月の自殺対策月間にあわせ配布しました。
相談窓口案内のチラシの作成・配布	各年度につき500部	達成	

本計画の評価指標は、第3章で新たに設定します。

第3章

計画の基本的な考え方

- 1 基本理念
 - 2 目標
 - 3 施策体系
 - 4 計画の指標
-

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

自殺対策基本法の目的であり、令和4年10月に改正された「自殺総合対策大綱」¹の基本理念にも「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」が定められています。

本市においても、自殺総合対策大綱の基本理念を踏まえ、本市の基本理念を次のとおりとし、基本理念の実現を目指して取組を進めます。

誰も自殺に追い込まれることのない
“生き心地のよい鶴ヶ島”をめざして

2 目標

本市の基本理念の実現を目指すにあたり、より具体的な実現をめざす姿として、次の3つを目標として定め、取組を進めます。

- 自殺に関する正しい知識を持つ人が多いまち
- 支援の必要な人が支援を受けられるまち
- 気づき・見守る人、団体が多いまち

3 施策体系

本市では、次のような施策体系で自殺対策を推進します。

「基本施策」は、地域で自殺対策を推進するにあたり、欠かすことのできない

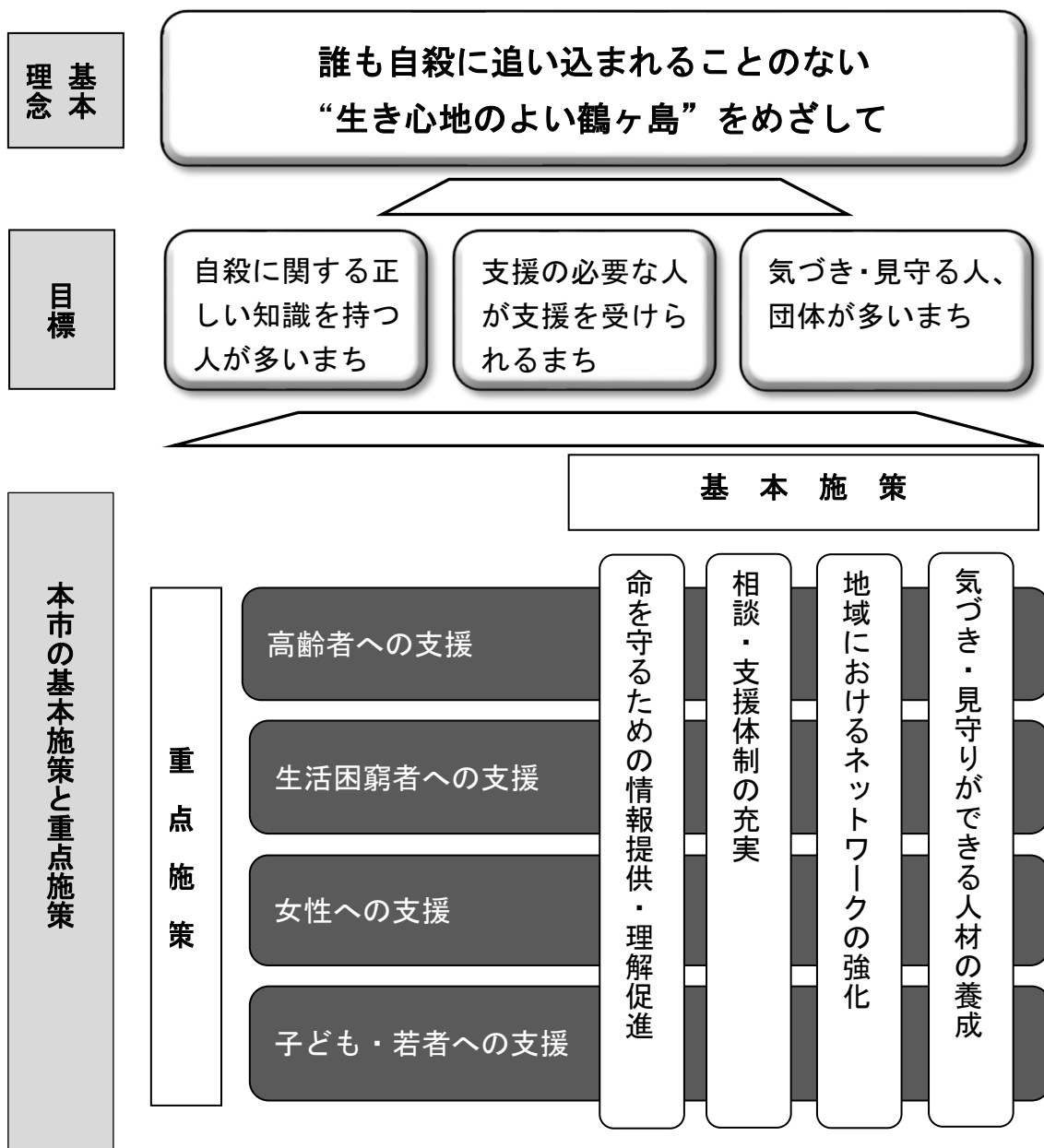
¹ 自殺総合対策大綱

自殺対策基本法に基づいて自殺対策を推進する上での理念、認識、方針、施策、目標などを示すもの。5年ごとに見直され、現行の大綱は令和4年10月に閣議決定されている。

幅広い基盤的な取組です。

また、「重点施策」は、本市の自殺の特徴を踏まえ、基本施策の取組等から、対象者を明確にした具体的な施策として位置づけます。

【施策体系図】



4 計画の指標

自殺対策計画の施策の評価にあたり、3つの目標ごとに指標を設け、検証と評価を行います。

目標	指標	現状	目標
自殺に関する正しい知識をもつ人が多いまち	ゲートキーパーを知っている人の割合	—	50%以上
	睡眠が自殺対策に重要だと知っている人の割合(※1)	77.1%	85%
支援の必要な人が支援を受けられるまち	相談する相手がいない人の割合(※2)	3.9%	2.0%以下
	悩みごとがあるとき相談できるところがあることを知っている人の割合	—	70%以上
気づき・見守る人、団体が多いまち	ゲートキーパー研修の参加者	168人 (R1～R4年度 累計)	300人以上 (計画期間 累計)

※1：P15「第2次鶴ヶ島市健康づくり計画・食育推進計画」の調査結果「a.睡眠による休養について」のデータを使用

※2：P21 地域福祉計画の調査結果「e.相談相手について」のデータを使用

第4章

具体的な取組

I 基本施策

- 1 命を守るための情報提供・理解促進
- 2 相談・支援体制の充実
- 3 地域におけるネットワークの強化
- 4 気づき・見守りができる人材の養成

II 重点施策

- 1 高齢者への支援
 - 2 生活困窮者への支援
 - 3 女性への支援
 - 4 子ども・若者への支援
-

I 基本施策

基本施策1 命を守るための情報提供・理解促進

相談窓口に関する情報を容易に知ることができるように、多くの機会をとらえ、様々な相談機関の情報を発信していきます。

また、誰かに助けを求めることを社会全体の共通認識となるよう普及啓発するとともに、自殺に対する誤った認識や偏見を払拭する啓発活動に取り組みます。

(1) リーフレット・相談窓口案内の作成と周知

内容	担当課
相談窓口情報の周知 生きる支援に関する様々な相談窓口を掲載したリーフレットを配布し、周知を図ります。	障害者福祉課
「障害者の手引き」による周知 「障害者の手引き」に、各種支援に関する相談窓口の情報を掲載し、周知を図ります。	障害者福祉課
東武鉄道の事故防止キャンペーンによる周知 東武鉄道の啓発活動にあわせ、自殺対策や相談窓口案内のリーフレット等を鶴ヶ島駅等で配布して周知を図ります。	障害者福祉課
「女性センターだより」による周知 男女共同参画に関する情報を発信する「女性センターだより」に、困りごとの法的な解決に向けた「女性のための法律相談」の情報を掲載し、周知を図ります。	女性センター
児童虐待防止に関する意識啓発 被虐待体験は、その子どもにとって生きることの阻害要因となるため、児童虐待防止に関する講演会や研修会を開催するとともに、広報紙やホームページにより情報発信を行います。	こども支援課
「子育てガイドブック」による周知 子育てに関する支援情報をまとめた「子育てガイドブック」のなかで、心配ごと等の相談窓口の情報を掲載し、周知を図ります。	こども支援課

高齢者虐待防止に関する意識啓発	健康長寿課
高齢者虐待は、問題が深刻化する前に発見し、高齢者や介護者に対する支援を開始することが重要です。高齢者虐待防止に関するチラシや市ホームページで情報を発信し、啓発を図ります。	
健康教育や介護予防教室を通じての周知	保健センター 健康長寿課
健康づくりや健康相談、介護予防教室等の取組の中で、相談窓口を紹介するリーフレット等を配布して周知を図ります。	
社協だより「ふくしのまち」による周知	鶴ヶ島市社会福祉協議会
社会福祉協議会が作成する社協だよりの紙面を活用し、生活の悩みの相談等の窓口情報の周知を図ります。	
相談窓口リーフレットによる案内	教育センター
児童・生徒が抱える悩みや不安、疑問についての相談窓口を紹介するリーフレットを配付して、相談窓口を案内します。	

(2) 市民向け講演会等の開催

内容	担当課
心の健康づくりに関連するテーマの講演会の開催	障害者福祉課
心の健康づくりに関連するテーマについて、坂戸保健所と連携して講演会を開催します。	
普及啓発キャンペーンの実施	障害者福祉課 生涯学習スポーツ課
自殺予防週間や自殺対策強化月間に合わせて、広報紙や、ホームページでの情報発信を行うとともに、公共施設でパネル・ポスター展示等を行います。	

(3) 広報紙・ホームページ等を活用した啓発活動

内容	担当課
広報紙・ホームページ等での情報発信	障害者福祉課
広報つるがしま・市ホームページ・SNS等を通じて、各種相談窓口の周知を図ります。	

(4) 児童・生徒の命を守るための教育の推進

内容	担当課
<p>児童・生徒の相談支援の推進</p> <p>児童・生徒の多様な不安や悩みへの支援を図るため、専門家や関係機関が連携・協働した相談・支援を推進します。</p>	<p>学校教育課 教育センター 各小・中学校</p>
<p>自他を尊重し、温かい人間関係を築く教育</p> <p>児童・生徒が「かけがえのない個人」として自己肯定感を高め、共に尊重し合いながら生きていくことを考えるため、命の尊さ・大切さをテーマとした取組を実施します。</p>	<p>学校教育課 教育センター 各小・中学校</p>
<p>子どものSOSの出し方に関する教育及びSOSを受け止められる体制づくりの推進</p> <p>児童・生徒が困難なストレスに直面したときに迅速に対応できる環境整備と共に、困ったときには近くの大人にSOSを発信できる力を育成します。</p> <p>また、児童・生徒が他者にSOSを出した際、適切に対処できるよう、関係機関との情報共有や教職員の研修を実施します。</p>	<p>学校教育課 教育センター 各小・中学校</p>
<p>それぞれの性を尊重し、命を大切にする教育の推進</p> <p>自分を大切にし、相手を尊重した性教育を行います。</p> <p>また、性の多様性に配慮した人権教育により、性的少数者や自分の性に違和感を持つ人への差別や偏見のない、性の多様性を認めあうことのできる環境づくりに努めます。</p>	<p>女性センター 学校教育課 教育センター 各小・中学校</p>

基本施策2 相談・支援体制の充実

こころ、健康、高齢者などの各種相談窓口を充実させるとともに、問題解決や自立し安定した生活が送れるよう、関係部署、関係機関が連携し支援していきます。

(1) 健康・生活に関する相談支援の充実

内容	担当課
こころの健康相談の実施 精神科を受診しておらず、心身の不調や健康不安を抱える本人や家族、相談支援に携わる職員らの相談に、精神科の専門医が対応します。	障害者福祉課
SNS相談体制の整備 多様な相談ニーズに対応するため、SNS等の新たなコミュニケーションツールを活用した相談支援体制を整備します。	障害者福祉課
健康相談の実施 市民が、自身の健康課題について気軽に相談できるよう、保健師による健康相談を実施します。	保健センター
民生委員・児童委員による支援 世帯への訪問活動を通じて、困りごとを抱える市民を早期に把握し適時必要な相談窓口・支援機関へつなげます。	福祉政策課
人権相談の実施 人権擁護委員協議会に委託して、相談業務を行い、人権問題について悩む人の相談に応じます。	総務人権推進課
性的少数者への支援 性的少数者による生きづらさや生活の困難さの軽減につながるよう、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度を実施します。	総務人権推進課

(2) 各世代や状況に応じた相談支援の充実

【子ども・若者世代】

内容	担当課
<p>教育相談の充実</p> <p>スクールカウンセラー、教育相談員、いじめ等対応支援員及び臨床心理士を配置して、悩みや心配事について、早期発見・早期対応・継続的な見守りを行います。</p> <p>また、中学校には、さわやか相談員を配置し、生徒がいつでも相談できる環境づくりに努めています。</p>	<p>教育センター 各小・中学校</p>
<p>いじめ防止対策の推進</p> <p>いじめ対策プログラムによる授業実践など、いじめを許さない、差別をしないなど、児童・生徒の人権意識の向上と人権感覚を身につける教育を行います。</p> <p>また、各学校で定めている学校いじめ防止基本方針に基づき、いじめの早期発見・早期対応に取り組みます。</p>	<p>学校教育課 教育センター 各小・中学校</p>

【女性・子育て世代】

内容	担当課
<p>妊娠期の支援</p> <p>出産に関する心配ごとに等ついて、妊娠届時に全ての妊婦に対し、保健師等が面談します。</p> <p>また、電話相談や家庭訪問、妊婦健康診査の助成、ゆりかご教室等を実施します。</p>	<p>保健センター</p>
<p>出産後の支援</p> <p>産後うつや育児不安、虐待といったリスク要因の軽減につながるよう、乳児家庭全戸訪問や育児相談、産後ケア事業を実施します。</p>	<p>保健センター</p>
<p>子育て期の支援</p> <p>産後うつや育児不安、虐待といったリスク要因の軽減につながるよう、乳幼児健康診査と乳幼児健康診査の未受診者の訪問、乳幼児相談等を実施します。</p>	<p>保健センター</p>
<p>ファミリー・サポート・センターによる支援</p> <p>子育ての援助をしたい提供会員と、子育ての援助を依頼したい利用会員が登録し、会員間の援助活動を調整することで子育てを応援する相互援助活動を支援します。</p>	<p>こども支援課</p>

家庭児童相談の実施	こども支援課
子育ての悩みや不安、子どもの発達や学校生活、家族関係などについて、家庭児童相談員が保護者等からの相談に応じます。	
女性相談・DV相談の実施	こども支援課
女性相談では、離婚、性的被害、仕事差別など女性が困難に直面した際の最初の窓口となる相談を実施します。 また、DV相談では性別に関わらず、DV被害を受けた方への相談を実施します。	

【高齢者】

内容	担当課
地域包括支援センターによる相談	健康長寿課
地域の高齢者の総合的な相談窓口として市内4カ所に地域包括支援センターを設置し、介護に関するもののほか、健康、福祉、医療などに関するさまざまな相談に対応します。	
権利擁護支援センターによる支援	健康長寿課 障害者福祉課
認知症や障害等により、判断能力が不十分な高齢者や障害者の財産や権利を擁護するため、相談支援事業、安心サポート事業、市民後見人養成や法人後見受任を、市が社会福祉協議会に委託して実施します。	

【生活困窮者】

内容	担当課
生活困窮者への自立支援	福祉政策課
自立相談、家計改善、就労準備、就労訓練、子どもの学習支援、住宅確保給付金の支給などの各種事業の実施に加え、関係課との情報共有や連携を強化して、本人の状態に応じた包括的・継続的な支援を提供します。	
納税相談の実施	収納課
収入が著しく減少して期限までの納付が困難な場合、納税相談に応じます。	

第4章 具体的な取組

I 基本施策 2 相談支援体制の充実

保険料や年金の納付相談の実施	保険年金課
国民健康保険、後期高齢者医療、国民年金の納付が困難な場合の納付相談に応じます。	
国民健康保険税の軽減	保険年金課
非自発的失業者等に対し、国民健康保険税の軽減措置を行います。	
ハローワーク等との連携	産業振興課
ハローワーク等と連携し、再就職支援等の各種雇用対策を推進します。	
生活保護制度による支援	福祉政策課
生活保護制度に基づき、生活に困窮する人に対して必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、自立した生活への支援を行います。	

【障害者】

内容	担当課
障害者基幹相談支援センターによる支援	障害者福祉課
障害福祉についての総合的・専門的な窓口として、障害のある人や家族、関係者がいつでも気軽に利用できるよう、その周知と利用促進を図ります。	
障害者地域相談支援センターの周知・利用促進	障害者福祉課
障害のある人や家族、関係者にとって、地域の身近な相談窓口である障害者地域相談支援センターの周知と利用促進を図ります。	
障害者虐待への対応	障害者福祉課
障害者の虐待に関する通報や相談を受け、対象者の把握に努め、必要に応じて関係機関へ繋がります。	

(3) 困難な状況にある人への支援

内容	担当課
<p>被災者のメンタルケアの実施</p> <p>地域防災計画に基づき、医師、保健師、福祉関係者等の専門職員が被災者のメンタルケアに対応できるよう、相談体制を確立します。</p>	<p>健康長寿課 介護保険課</p>
<p>犯罪被害者等への支援</p> <p>犯罪被害者等が被害を受けたときから再び平穏な生活ができるようになるまでの間、犯罪被害者等が受けた被害の状況などの事情により関係機関等と連携しながら見舞金の支給等必要な支援を行います。</p>	<p>生活環境課</p>
<p>自死遺族支援の情報提供</p> <p>ホームページや広報紙を活用して、自死遺族支援に関する情報提供をします。</p> <p>また、埼玉県自殺対策推進センターや埼玉県立精神保健福祉センターを通じ、県内で活動する自助グループとの連携を図ります。</p>	<p>障害者福祉課</p>

基本施策3 地域におけるネットワークの強化

自殺は、経済・生活問題、健康問題、家庭問題など様々な要因が複雑に関係しています。全庁で自殺対策を推進するため、庁内体制の構築を図るとともに、困難な課題を抱える人に対し、地域・関係機関・行政のネットワークにより幅広く連携した自殺対策に取り組みます。

また、いきいきと生きていくための重要な要素である人とつながれる場となる居場所づくりや、交流の場の整備に努めます。

(1) 関係機関・団体との連携の強化

内容	担当課
鶴ヶ島市いのち支える自殺対策ネットワーク協議会の開催 自殺対策を社会全体の取組として、関係機関及び民間団体等との連携を緊密にするネットワーク協議会を開催します。	障害者福祉課
鶴ヶ島市いのち支える自殺対策推進本部の開催 自殺対策を庁内全体で取組むため、関係部門間の課題及び施策の連携を推進するため、推進本部を開催します。	障害者福祉課
障害者支援協議会の開催 障害のある人が安心して暮らせるまちづくりを進めるため、当事者・家族・関係者・支援者らが協議を重ね、社会資源の均衡のとれた整備を進めます。	障害者福祉課
地域支え合い協議会、助け合い隊による支援 高齢者の見守りやちょっとした困り事への手助けを地域支え合い協議会（助け合い隊）が行います。 暮らしの中で人と人が支え合い助け合う関係づくりと、地域の課題は地域で解決する仕組みづくりを進めます。	地域活動推進課
民生委員・児童委員との連携 独居の高齢者や、高齢者のみの世帯への訪問活動を通じて、困りごとを抱える市民を早期に把握し適時必要な相談窓口・支援機関へつなげます。	福祉政策課
要保護児童対策地域協議会の開催 児童虐待問題に対応するため、児童福祉、保健医療、教育、人権、警察等の関係機関が連携し、子どもや家族への援助の方法や対策を協議します。	こども支援課

<p>青少年健全育成の推進</p> <p>鶴ヶ島市青少年健全育成連絡協議会と各地区青少年健全育成推進協議会が連携し、次代を担う青少年が健全に成長できるよう啓発活動等を実施します。</p>	<p>こども支援課 市民センター</p>
<p>見守りネットワークによる連携</p> <p>自治会や民生委員・児童委員、公共機関、小売店等のネットワーク構成機関が、日頃の生活や仕事の中で、高齢者等の見守りや声かけを行い、気がかりな高齢者等を把握したときは、地域包括支援センター等の相談窓口につなげる取組を推進します。</p>	<p>健康長寿課</p>

(2) 居場所づくりの推進

内容	担当課
<p>つどいの広場の設置</p> <p>乳幼児と保護者を対象につどいの広場を設置し、保護者同士の交流や情報交換の場を提供します。</p>	<p>こども支援課</p>
<p>児童館事業の推進</p> <p>子どもの居場所、自主的な活動の場として、健全な遊びを通じて、子どもの健康を増進し、情操を豊かにするため、関係団体と連携して様々な事業を実施します。</p>	<p>こども支援課</p>
<p>子どもサロンの整備</p> <p>子どもサロンを整備して、多世代・多文化のふれあい、交流ができる居場所づくり促進します。</p>	<p>鶴ヶ島市社会福祉協議会</p>
<p>老人福祉センターの運営</p> <p>高齢者が健康で明るい生活を営むことができるよう、老人福祉センターを「交流の場」として運営し、孤立や閉じこもり防止を図ります。</p>	<p>健康長寿課</p>
<p>ふれあいきいきサロンの開催</p> <p>地域を拠点に、少人数の参加者が歩いて行ける場所で、高齢者等と地域住民（ボランティア）とが協働で企画して運営していく仲間づくりの場を開催します。</p>	<p>鶴ヶ島市社会福祉協議会</p>

第4章 具体的な取組

I 基本施策 3 地域におけるネットワークの強化

<p>認知症カフェ（オレンジカフェ）への支援</p> <p>認知症カフェ（オレンジカフェ）の普及を推進し、認知症の人やその家族が地域住民や認知症の専門職等との交流を通じて、情報共有や相互理解を深めることができるよう支援します。</p>	<p>健康長寿課</p>
<p>地域デビューのきっかけづくりの支援</p> <p>シニア世代等を対象に、地域活動への参加のきっかけづくり、地域のボランティア活動への参加や仲間づくり等の場を提供し、活力や生きがいを創出します。</p>	<p>地域活動推進課</p>
<p>高齢者の社会参加の促進</p> <p>高齢者が、地域福祉活動の担い手となり、豊かな経験・知識・技能を活かした社会貢献ができるよう支援します。</p>	<p>地域活動推進課 健康長寿課</p>
<p>老人クラブ活動への支援</p> <p>老人クラブの活動を支援し、健康づくりや仲間づくりを通じて地域の高齢者のつながり、生きがいの場、社会参加の場を創出します。</p>	<p>健康長寿課</p>

基本施策4 気づき・見守りができる人材の養成

市民の一人ひとりがまわりの人の異変に気付いた際には、身近なゲートキーパーとして適切に行動できるように、ゲートキーパーとして必要な基礎知識の普及を図ります。

(1) 様々な職種に対する研修の実施

内容	担当課
市職員に対するゲートキーパー研修の実施 自殺対策の基本理念や基本認識を職員が共有し、全庁的な取組とするために、市職員を対象としたゲートキーパー研修を実施します。	障害者福祉課 人事課
相談支援機関職員に対するゲートキーパー研修の実施 介護支援専門員、障害者相談支援専門員など相談支援機関の職員に対してゲートキーパー研修を実施します。	障害者福祉課

(2) 市民に対する研修の実施

内容	担当課
市民に対するゲートキーパー研修の実施 民生委員・児童委員、保護司、学校応援団のボランティア等に受講を呼びかけゲートキーパー養成講座を開催します。	障害者福祉課
認知症サポーターの養成講座の実施 認知症に対する正しい知識を身につけ、地域に暮らす認知症高齢者やその家族を見守るサポーターを養成するために養成講座を開催します。	健康長寿課

II 重点施策

重点施策1 高齢者への支援

【現状】

本市の平成29年から令和3年までの年代別自殺者数累計をみると、男女とともに70歳代の高齢者の自殺者数が最も多くなっています。

【課題】

高齢者は、配偶者をはじめとした家族との死別や離別、身体疾患等をきっかけとした閉じこもりや抑うつ状態から孤立や孤独に陥りやすく、さらに老々介護や生活困窮などの複数の問題を抱え込みがちです。

また、認知症等の親を介護する家族の介護負担や介護離職等の問題も対策が必要な課題となっています。

(1) 高齢者への支援と見守り体制の充実

内容	担当課
民生委員・児童委員による支援【再掲】 P37・P42 独居の高齢者や、高齢者のみの世帯への訪問活動を通じて、困りごとを抱える市民を早期に把握し適時必要な相談窓口・支援機関へつなげます。	福祉政策課
地域包括支援センターによる相談【再掲】 P39 地域の高齢者の総合的な相談窓口として市内4カ所に地域包括支援センターを設置し、介護に関するもののほか、健康、福祉、医療などに関するさまざまな相談に対応します。	健康長寿課
権利擁護支援センターによる支援【再掲】 P39 認知症や障害等により、判断能力が不十分な高齢者や障害者の財産や権利を擁護するため、相談支援事業、安心サポート事業、市民後見人養成や法人後見受任を、市が社会福祉協議会に委託して実施します。	健康長寿課 障害者福祉課

<p>在宅医療・介護の連携</p> <p>医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしができるよう、地域における医療・介護の相談窓口等を提供します。</p>	健康長寿課
<p>見守りネットワークによる見守り【再掲】 P43</p> <p>自治会や民生委員・児童委員、公共機関、小売店等のネットワーク構成機関が、日頃の生活や仕事の中で、高齢者等の見守りや声かけを行い、気がかりな高齢者等を把握したときは、地域包括支援センター等の相談窓口へつなげる取組を推進します。</p>	健康長寿課
<p>高齢者向けサービスを通じた見守り</p> <p>配食サービス等の高齢者向けサービスを提供する中で、在宅高齢者や家族の抱える福祉ニーズに「気づき」、支援機関への「つなぎ」役となるよう連携に努めます。</p>	健康長寿課
<p>地域支え合い協議会、助け合い隊による支援【再掲】 P42</p> <p>高齢者の見守りやちょっとした困り事への手助けを地域支え合い協議会（助け合い隊）が行います。</p> <p>暮らしの中で人と人が支え合い助け合う関係づくりと、地域の課題は地域で解決する仕組みづくりを進めます。</p>	地域活動推進課

(2) 高齢者支援に携わる人材の養成

内容	担当課
<p>認知症サポーターの養成講座の実施【再掲】 P45</p> <p>認知症に対する正しい知識を身につけ、地域に暮らす認知症高齢者やその家族を見守るサポーターを養成するために養成講座を開催します。</p>	健康長寿課

(3) 高齢者が生きがいと役割を実感できる地域づくりの促進

内容	担当課
<p>地域デビューのきっかけづくりの支援【再掲】 P44</p> <p>シニア世代等を対象に、地域活動への参加のきっかけづくり、地域のボランティア活動への参加や仲間づくり等の場を提供し、活力や生きがいを創出します。</p>	地域活動推進課

<p>高齢者の社会参加の促進【再掲】 P44</p> <p>高齢者が、地域福祉活動の担い手となり、豊かな経験・知識・技能を活かした社会貢献ができるよう支援します。</p>	<p>地域活動推進課 健康長寿課</p>
<p>老人福祉センターの運営【再掲】 P43</p> <p>高齢者が健康で明るい生活を営むことができるよう、老人福祉センターを「交流の場」として運営し、孤立や閉じこもり防止を図ります。</p>	<p>健康長寿課</p>
<p>老人クラブ活動への支援【再掲】 P44</p> <p>老人クラブの活動を支援し、健康づくりや仲間づくりを通じて地域の高齢者のつながり、生きがいの場、社会参加の場を創出します。</p>	<p>健康長寿課</p>
<p>認知症カフェ（オレンジカフェ）への支援【再掲】 P44</p> <p>認知症カフェ（オレンジカフェ）の普及を推進し、認知症の人やその家族が地域住民や認知症の専門職等との交流を通じて、情報共有や相互理解を深めることができるよう支援します。</p>	<p>健康長寿課</p>

重点施策2 生活困窮者への支援

【現状】

本市の平成29年から令和3年までの自殺原因・動機別の自殺者割合をみると、「健康問題」に次いで「経済・生活問題」が高くなっています。

【課題】

失業、ひとり親、多重債務、依存症等の複合的な問題を抱える生活困窮者の中に自殺リスクを抱えている人が少なくありません。経済的な苦境や社会的孤立から、自殺リスクが増加する可能性があります。

(1) 生活困窮者への支援の強化

内容	担当課
生活困窮者への自立支援【再掲】P39 自立相談、家計改善、就労準備、就労訓練、子どもの学習支援、住宅確保給付金の支給などの各種事業の実施に加え、関係課との情報共有や連携を強化して、本人の状態に応じた包括的・継続的な支援を提供します。	福祉政策課
生活保護制度による支援【再掲】P40 生活保護制度に基づき、生活に困窮する人に対して必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、自立した生活への支援を行います。	福祉政策課
ひとり親家庭等に対する支援 ひとり親家庭等に対し、医療費の助成、児童扶養手当や教育訓練給付金の支給など、経済面で各種支援策を講じます。	こども支援課
児童・生徒の保護者に対する支援 経済的理由のため、就学困難な児童・生徒の保護者に対して、給食費・学用品費等を援助します。また特別支援学級在籍者の保護者に対し、給食費・学用品費等を援助します。	学校教育課
住宅のセーフティネットの強化 高齢者、低所得者、子育て世代は、住宅確保に困難を生じやすくなります。こうした課題解決のために、民間賃貸住宅や空家を活用した、入居を拒まない賃貸住宅に関する情報提供等に努めます。	都市計画課

(2) 早期に支援へつなぐ取組の推進

内容	担当課
<p>納税相談の実施【再掲】 P40</p> <p>期限までの納付が困難な場合、深刻な生活問題が生じている場合があります。担当職員は「ゲートキーパー」として話を聴きつつ、問題解決に必要な支援機関につなぎます。</p>	<p>収納課</p>
<p>保険料や年金の納付相談の実施【再掲】 P40</p> <p>国民健康保険、後期高齢者医療、国民年金の納付が困難な場合、深刻な生活問題が生じている場合があります。担当職員は「ゲートキーパー」として話を聴きつつ、問題解決に必要な支援機関につなぎます。</p>	<p>保険年金課</p>
<p>消費生活相談の実施</p> <p>消費者生活に関するトラブルや多重債務問題などの背景に、併せて深刻な生活問題等が生じている場合があります。担当職員はゲートキーパーとして話を聴きつつ、問題解決に必要な支援機関につなぎます。</p>	<p>消費生活センター</p>

重点施策3 女性への支援

【現状】

本市の平成29年から令和3年までの自殺死亡率は、埼玉県・国より高く、自殺総合対策センターから示された市の自殺者の特性でも「女性40～59歳無職同居」「女性60歳以上無職同居」が上位に挙げられています。

【課題】

女性は、暮らしや仕事の問題（非正規雇用の多さなど）、コロナ禍でのステイホームによるDV被害、育児の悩みなど複雑・複合化した問題を抱えやすく、全国的に自殺者数が増加傾向にあります。また望まない妊娠や産後うつなどの問題も自殺リスクに繋がる課題となっています。

(1) 女性への支援の充実

内容	担当課
女性特有の健康問題への支援 子宮がんや乳がん、骨粗しょう症など、女性特有の疾病の予防、早期発見のための検診を充実します。 また、閉経に伴う更年期の健康問題、不定愁訴に関する相談や情報提供により支援を推進します。	保健センター
妊娠期の支援【再掲】P38 思いがけない妊娠に関する戸惑いや悩みや、生活困窮など出産に関する心配ごとに等ついて、妊娠届時に全ての妊婦に対し、保健師等が面談します。 また、電話相談や家庭訪問、妊婦健康診査の助成、ゆりかご教室等を実施します。	保健センター
出産後の支援【再掲】P38 産後うつや育児不安、虐待といったリスク要因の軽減につながるよう、乳児家庭全戸訪問や育児相談、産後ケア事業を実施します。	保健センター
子育て期の支援【再掲】P38 産後うつや育児不安、虐待といったリスク要因の軽減につながるよう、乳幼児健康診査、健康診査の未受診者の訪問、乳幼児相談等を実施します。	保健センター

ファミリー・サポート・センターによる支援【再掲】 P38 子育ての援助をしたい提供会員と、子育ての援助を依頼したい利用会員が登録し、会員間の援助活動を調整することで子育てを応援する相互援助活動を支援します。	こども支援課
家庭児童相談の実施【再掲】 P39 子育ての悩みや不安、子どもの発達や学校生活、家族関係などについて、家庭児童相談員が保護者等からの相談に応じます。	こども支援課
女性の再就職に向けた支援 女性の社会参加を促進するため、再就職支援講座や、ワーク・ライフ・バランスを推進する企業とマッチングするための面接会を開催します。	女性センター 産業振興課
ポジティブ・アクション¹による男女間格差是正の促進 就業における平等に向けて、企業や市民に対して、雇用機会・育成・登用などの男女間格差や非正規雇用者の賃金格差などの是正に関する情報提供を行います。	女性センター 産業振興課
職場におけるハラスメント防止対策の促進 女性が能力を発揮できる職場づくりに向けて、企業や市民に対して、ハラスメントのない職場環境に関する情報提供を行います。	女性センター

(2) 困難な問題を抱える女性への支援

内容	担当課
女性相談・DV相談の実施【再掲】 P39 女性相談では、離婚、性的被害、仕事差別など女性が困難に直面した際の最初の窓口となる相談を実施します。 また、DV相談では性別に関わらず、DV被害を受けた方への相談を実施します。	こども支援課
性暴力の防止と被害者支援の実施 性暴力の防止に向けた啓発を図るとともに、被害にあった場合の相談先や緊急避妊の対応など、被害者の心身のケアに関する情報提供の充実を図ります。	女性センター

¹ ポジティブアクション

社会的・構造的な差別によって不利益を被っている者に対して、一定の範囲で特別の機会を提供するなどにより、実質的な機会均等を実現することを目的として講じる暫定的な措置のこと。

(3) その他の支援

内容	担当課
男性が参画しやすい環境の整備 女性のワンオペ育児 ² ・介護 ³ の問題を解消するために、男性を対象とした講座を開催し、男性が家事・育児・介護に主体的に関わるよう意識啓発を行うとともに、地域の企業に向けて職場環境改善に関する情報提供を行います。	女性センター こども支援課

² ワンオペ育児

夫婦のうちどちらか、またはひとり親の人が家事・育児を一人で行っている状態のこと。

³ ワンオペ介護

食事、入浴、排せつ、移動、体位変換、金銭管理、掃除など要介護者の身の回りの一人が担っている状態のこと。

重点施策4 子ども・若者への支援

【現状】

本市の平成29年から令和3年までの、20歳未満の自殺者数は、他の年代と比べると割合は低い状況にあります。

しかし、幼少期における貧困・虐待や親との離死別の問題等はその人の将来の自殺リスクを高める要因になりかねず、早い段階での問題の対処方法や支援先に関する正確な情報を身に付けることは、将来の自殺リスクを低減させることとなります。

【課題】

自殺は様々な要因が複雑に関連して生じるものと言われています。自殺予防に係る一つ一つの取り組みについて、学校、行政、地域、家庭が連携し、適切に支援できる体制づくりが求められます。

(1) 子ども・若者向けの相談支援の推進

内容	担当課
教育相談の充実【再掲】P38 スクールカウンセラー、教育相談員、いじめ等対応支援員及び臨床心理士を配置して、悩みや心配事について、早期発見・早期対応・継続的な見守りを行います。 また、中学校には、さわやか相談員を配置し、生徒がいつでも相談できる環境づくりに努めています。	教育センター 各小・中学校
SNS相談体制の整備【再掲】P37 多様な相談ニーズに対応するため、SNS等の新たなコミュニケーションツールを活用した相談支援体制を整備します。	障害者福祉課
特別な配慮を必要とする児童・生徒への支援 発育発達上の特性により、特別な配慮を要する児童・生徒のために、小・中学校には、特別支援学級や発達・情緒の通級指導教室を設けています。 加えて小学校には、難聴・言語の通級指導教室が設けています。 児童・生徒の特性に応じた教育課程を目指します。	教育センター 各小・中学校

<p>不登校児童・生徒への支援</p> <p>不登校の児童・生徒を対象にした「教育支援室」を教育センターに設置しています。児童・生徒の集団適応、自立を援助する学習・生活指導を実施します。</p> <p>また、その児童・生徒の保護者に対する相談を行います。</p>	<p>教育センター</p>
<p>相談窓口リーフレットによる案内【再掲】P35</p> <p>児童・生徒が抱える悩みや不安、疑問についての相談窓口を紹介するリーフレットを配付して、相談窓口を案内します。</p>	<p>教育センター</p>
<p>若者への就労相談の実施</p> <p>就労についての不安や悩み、迷いや疑問について、鶴ヶ島市ふるさとハローワークで相談を受け付けます。</p> <p>また、ハローワーク川越と周辺自治体と協力し、若者向け就職面接会を実施します。</p>	<p>産業振興課</p>

(2) 自他を尊重し、温かい人間関係を築く教育

内容	担当課
<p>自他を尊重し、温かい人間関係を築く教育【再掲】P36</p> <p>児童・生徒が「かけがえのない個人」として自己肯定感を高め、共に尊重し合いながら生きていくことを考えるため、命の尊さ・大切さをテーマとした取組を実施します。</p>	<p>学校教育課 教育センター 各小・中学校</p>
<p>それぞれの性を尊重し、命を大切にす教育の推進【再掲】P36</p> <p>自分を大切にし、相手を尊重した性教育を行います。</p> <p>また、性の多様性に配慮した人権教育により、性的少数者や自分の性に違和感を持つ人への差別や偏見のない、性の多様性を認めあうことのできる環境づくりに努めます。</p>	<p>女性センター 学校教育課 教育センター 各小・中学校</p>
<p>いじめ防止対策の推進【再掲】P38</p> <p>いじめ対策プログラムによる授業実践など、いじめを許さない、差別をしないなど、児童・生徒の人権意識の向上と人権感覚を身につける教育を行います。</p> <p>また、各学校で定めている学校いじめ防止基本方針に基づき、いじめの早期発見・早期対応に取り組みます。</p>	<p>学校教育課 教育センター 各小・中学校</p>

(3) 子どものSOSの出し方に関する教育及びSOSを受け止められる体制づくりの推進

内容	担当課
<p>不登校支援の推進</p> <p>学校に登校するという結果のみを目標にするのではなく、児童・生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指した支援を行うとともに、不登校の未然防止に取り組めます。</p>	<p>学校教育課 教育センター 各小・中学校</p>
<p>子どものSOSの出し方に関する教育及びSOSを受け止められる体制づくりの推進【再掲】P36</p> <p>児童・生徒が困難なストレスに直面したときに迅速に対応できる環境整備と共に、困ったときには近くの大人にSOSを発信できる力を育成します。</p> <p>また、児童・生徒が他者にSOSを出した際、適切に対処できるよう、関係機関との情報共有や教職員の研修を実施します。</p>	<p>学校教育課 教育センター 各小・中学校</p>
<p>人権教育研修の実施</p> <p>大人が子どものSOSを察知し受け止めるために、いじめなどの人権課題について、教職員やPTA、市職員を対象とした研修会を実施します。また、PTA主催の家庭教育学級での研修会の実施を支援します。</p>	<p>生涯学習スポーツ課</p>
<p>要保護児童対策地域協議会の開催【再掲】P42</p> <p>児童虐待問題に対応するため、児童福祉、保健医療、教育、人権、警察等の関係機関が連携し、子どもや家族への援助の方法や対策を協議します。</p>	<p>こども支援課</p>

(4) 子どもの健全育成につながる各種取組の推進

内容	担当課
<p>青少年健全育成の推進【再掲】P43</p> <p>鶴ヶ島市青少年健全育成連絡協議会と各地区青少年健全育成推進協議会が連携し、次代を担う青少年が健全に成長できるよう啓発活動等を実施します。</p>	<p>こども支援課 市民センター</p>

<p>児童館事業の推進【再掲】 P43</p> <p>子どもの居場所、自主的な活動の場として、健全な遊びを通じて、子どもの健康を増進し、情操を豊かにするため、関係団体と連携して様々な事業を実施します。</p>	<p>こども支援課</p>
<p>学習支援の実施</p> <p>生活困窮世帯の中高生を対象にした学習支援を実施し、高校への進学、高校の卒業を促します。</p>	<p>福祉政策課</p>
<p>基礎学力向上のための放課後教室の実施</p> <p>基礎学力の定着と学習意欲の向上を図るため、小学校において、放課後教室を開催します。</p>	<p>学校教育課 各小学校</p>

第5章

計画の推進

- 1 計画の推進体制
 - 2 計画の進捗管理
-

第5章 計画の推進

1 計画の推進体制

本市の自殺対策は以下の三層の組織で、総合的に対策を推進します。

鶴ヶ島市いのち支える自殺対策ネットワーク協議会

市と関係団体、行政機関、相談機関等との相互の密接な連携を図り、自殺対策を社会全体の取組として推進するため、市長が招集し開催する情報・意見交換の場です。



鶴ヶ島市いのち支える自殺対策推進本部

本市の自殺対策の推進体制における最上位の意思決定機関で、副市長が本部長を務めます。会議は部長級職員により構成され、自殺対策施策を全庁的な取組として総合的かつ効果的に推進します。

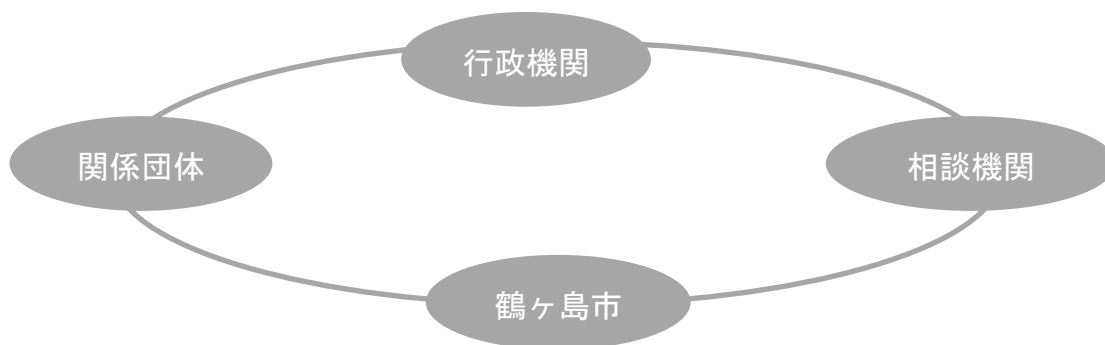


鶴ヶ島市いのち支える自殺対策推進本部幹事会

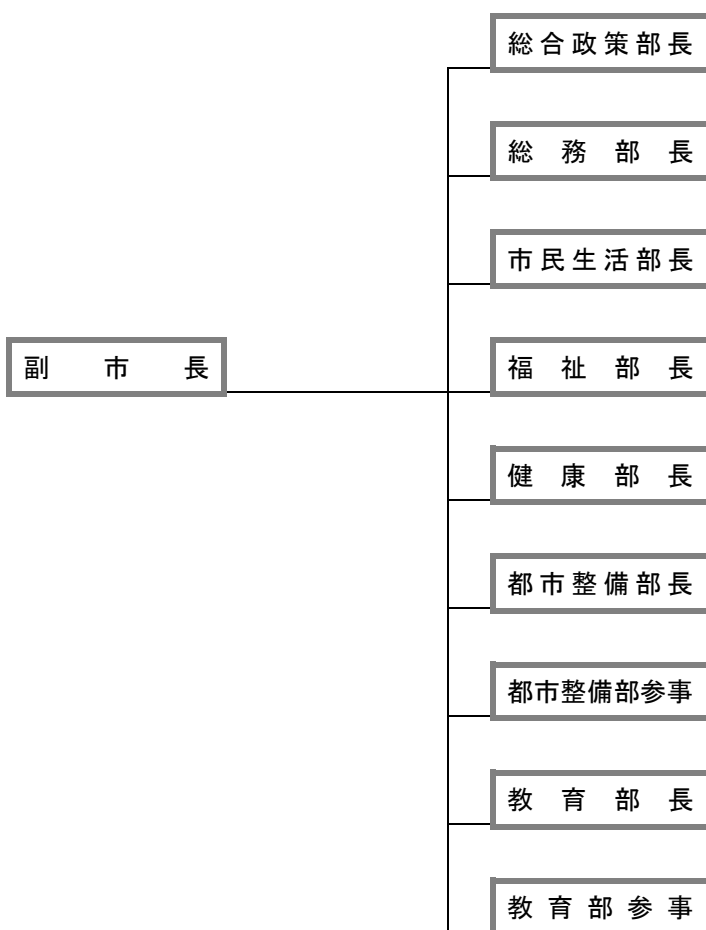
幹事会は、「生きることの包括的支援」に関連する関係課長級職員で構成され、推進本部会議での決定事項を速やかに現場の取組に反映させていくための組織として機能します。

推進本部、幹事会、ネットワーク協議会の庶務は、福祉部障害者福祉課が担当します

■ 鶴ヶ島市いのち支える自殺対策ネットワーク協議会



■ 鶴ヶ島市いのち支える自殺対策推進本部



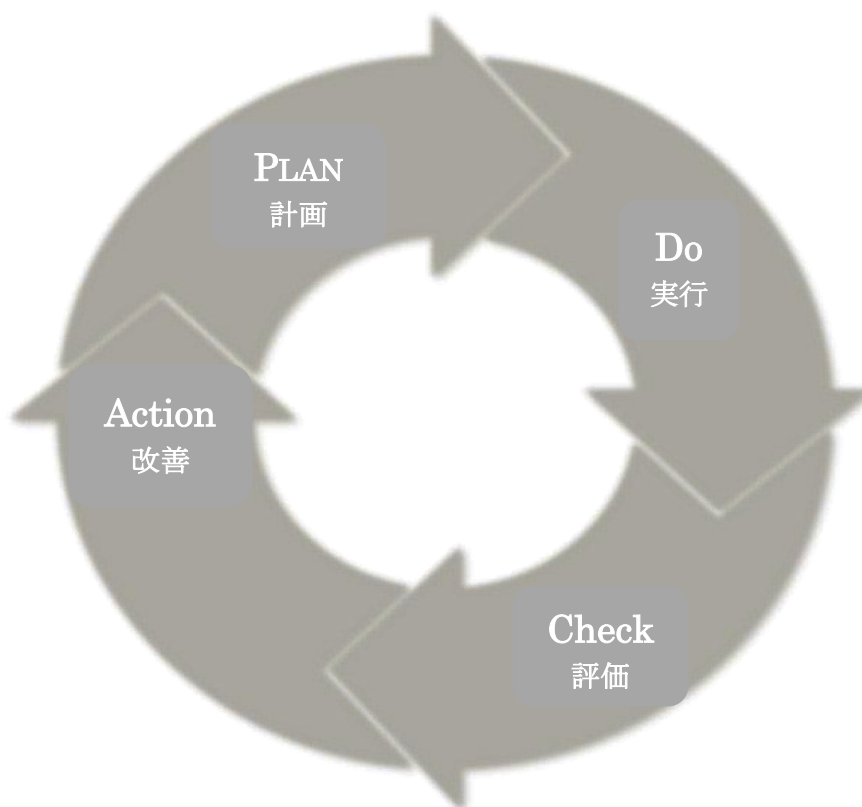
■ 推進本部幹事会

政策推進課長
総務人権推進課長
税務課長
収納課長
市民課長
危機管理課長
地域活動推進課長
産業振興課長
福祉政策課長
障害者福祉課長
こども支援課長
こども支援課主席主幹
健康長寿課長
保険年金課長
保健センター所長
感染症対策課長
都市計画課長
学校教育課長
教育センター所長

2 計画の進捗管理

自殺対策計画を具体的かつ効率的に推進していくために、PDCA サイクルによる計画の進捗管理を行います。

基本施策と重点施策の個々の取組の効果を検証し、その結果や国や県の動向を踏まえ、必要に応じて取組内容の見直しや改善を行います。



第 6 章

資料編

1 計画策定の経緯

日付	内容	備考
令和5年 9月5日～ 9月29日	いのち支える自殺対策計画各課進捗状況調査	
12月21日	第1回いのち支える自殺対策推進本部会議 ・第2次いのち支える自殺対策計画（案）について	
令和6年 1月12日	第2回いのち支える自殺対策推進本部会議 ・第2次いのち支える自殺対策計画（案）について	
1月12日～ 1月18日	第2次いのち支える自殺対策計画各課実施事業調査	
1月25日	市議会全員協議会	
1月26日～ 2月24日	市民コメント実施	
3月5日	第3回いのち支える自殺対策推進本部会議（書面） ・市民コメントの結果について ・第2次いのち支える自殺対策計画（案）について	
3月5日～ 3月11日	第2次いのち支える自殺対策計画（案）各課確認	

2 鶴ヶ島市いのち支える自殺対策ネットワーク協議会設置要綱

(設置)

第1条 自殺対策基本法（平成18年法律第85号）に基づき、相談機関、関係団体及び行政機関等（以下「関係団体等」という。）の相互の密接な連携を確保し、本市における自殺対策の総合的かつ効果的な推進のため、鶴ヶ島市いのち支える自殺対策ネットワーク協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 自殺対策についての情報・意見交換に関すること。
- (2) その他自殺対策の推進に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる関係団体等に所属する者で組織する。

- (1) 相談機関
- (2) 関係団体
- (3) 行政機関

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を各1人置き、会長は市長をもって充て、副会長は会長が指名する者を充てる。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、その意見を聞き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、障害者福祉課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年7月2日から施行する。

3 鶴ヶ島市いのち支える自殺対策推進本部設置要綱

(設置)

第1条 自殺対策基本法(平成18年法律第85号)に基づき、自殺対策の総合的かつ効果的な推進を図るため、鶴ヶ島市いのち支える自殺対策推進本部(以下「推進本部」という。)を設置する。

(推進本部の所掌事務)

第2条 推進本部は、次の各号に掲げる事務を行う。

- (1) 自殺対策計画に関すること。
- (2) 自殺対策に関する関係行政部門間の課題及び施策の連携推進に関すること。
- (3) 前号に掲げるもののほか、自殺対策の推進に必要な事項に関すること。

(推進本部の構成)

第3条 推進本部は、別表1に定める職にある者をもって構成する。

- 2 推進本部に本部長及び副本部長を置き、本部長に副市長、副本部長に健康福祉部長の職にある者をもって充てる。

(推進本部の会議)

第4条 推進本部の会議は、本部長が招集する。

- 2 本部長は、推進本部を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 本部長は、必要があると認めるときは、本部員以外の者の出席を求め、その意見を聞き、又は資料の提出を求めることができる。

(幹事会の所掌事務)

第5条 次の各号に掲げる事務を行うため、推進本部の下に鶴ヶ島市いのち支える自殺対策推進幹事会(以下「幹事会」という。)を置く。

- (1) 自殺対策計画に関する資料収集、調査及び検討に関すること。
- (2) 自殺対策に関する緊密な連携と情報共有に関すること。
- (3) 自殺対策に関する関係課等の役割と施策の実施に関すること。
- (4) 前号に掲げるもののほか、自殺対策の推進に必要な事項に関すること。

(幹事会の構成)

第6条 幹事会は、別表2に定める職にある者をもって構成する。

- 2 幹事会に幹事長及び副幹事長を置き、幹事長は障害者福祉課長の職にある者をもって充て、副幹事長は幹事長が指名する職にある者を充てる。

(幹事会の会議)

第7条 幹事会の会議は、幹事長が招集する。

- 2 幹事長は、幹事会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるとき又は幹事長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 幹事長は、必要があると認めるときは、幹事以外の者の出席を求め、その意見を聞き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 推進本部及び幹事会の庶務は、障害者福祉課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進本部及び幹事会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年5月18日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表1 (第3条関係)

副市長	総合政策部長	総務部長	市民生活部長	福祉部長
健康部長	都市整備部長	都市整備部参事	教育部長	教育部参事

別表第2 (第6条関係)

政策推進課長	総務人権推進課長	税務課長	収納課長
市民課長	危機管理課長	地域活動推進課長	産業振興課長
福祉政策課長	障害者福祉課長	こども支援課長	こども支援課主席主幹
健康長寿課長	保険年金課長	保健センター所長	感染症対策課長
都市計画課長	学校教育課長	教育センター所長	

4 自殺対策基本法

平成18年法律第85号

平成28年3月30日法律第11号（第1次改正）

目次

第1章 総則（第1条—第11条）

第2章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等（第12条—第14条）

第3章 基本的施策（第15条—第22条）

第4章 自殺総合対策会議等（第23条—第25条） 総則

（目的）

第1条 この法律は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移している状況にあり、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていることに鑑み、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第2条 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかげがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない。

2 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない。

3 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならない。

4 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。

5 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第3条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、自殺対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、自殺対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

3 国は、地方公共団体に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な助言その他の援助を行うものとする。

(事業主の責務)

第4条 事業主は、国及び地方公共団体が実施する自殺対策に協力するとともに、その雇用する労働者の心の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(国民の責務)

第5条 国民は、生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるよう努めるものとする。

(国民の理解の増進)

第6条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺対策に関する国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずるものとする。

(自殺予防週間及び自殺対策強化月間)

第7条 国民の間に広く自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるとともに、自殺対策の総合的な推進に資するため、自殺予防週間及び自殺対策強化月間を設ける。

2 自殺予防週間は9月10日から9月16日までとし、自殺対策強化月間は3月とする。

3 国及び地方公共団体は、自殺予防週間においては、啓発活動を広く展開するものとし、それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

4 国及び地方公共団体は、自殺対策強化月間においては、自殺対策を集中的に展開するものとし、関係機関及び関係団体と相互に連携協力を図りながら、相談事業その他それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

(関係者の連携協力)

第8条 国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）

第1条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。第17条第1項及び第3項において同じ。）自殺対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者は、自殺対策の総合的かつ効果的な推進のため、相互に連携を図りながら協力するものとする。

(名誉及び生活の平穏への配慮)

第9条 自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穏に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない。

(法制上の措置等)

第10条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第11条 政府は、毎年、国会に、我が国における自殺の概況及び講じた自殺対策に関する報告書を提出しなければならない。

第2章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等

(自殺総合対策大綱)

第12条 政府は、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱(次条及び第二十三条第二項第一号において「自殺総合対策大綱」という。)を定めなければならない。

(都道府県自殺対策計画等)

第13条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画(次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。)を定めるものとする。

2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画(次条において「市町村自殺対策計画」という。)を定めるものとする。

(都道府県及び市町村に対する交付金の交付)

第14条 国は、都道府県自殺対策計画又は市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県又は市町村に対し、当該事業等の実施に要する経費に充てるため、推進される自殺対策の内容その他の事項を勘案して、厚生労働省令で定めるところにより予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

第3章 基本的施策

(調査研究等の推進及び体制の整備)

第15条 国及び地方公共団体は、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するため、自殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の在り方、地域の状況に応じた自殺対策の在り方、自殺対策の実施の状況等又は心の健康の保持増進についての調査研究及び検証並びにその成果の活用を推進するとともに、自殺対策について、先進的な取組に関する情報その他の情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策の効率的かつ円滑な実施に資するための体制の整備を行うものとする。

(人材の確保等)

第16条 国及び地方公共団体は、大学、専修学校、関係団体等との連携協力を図りながら、自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

(心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進等)

第17条 国及び地方公共団体は、職域、学校、地域等における国民の心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進並びに相談体制の整備、事業主、学校の教職員等に対する国民の心の健康の保持に関する研修の機会の確保等必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策で大学及び高等専門学校に係るものを講ずるに当たっては、大学及び高等専門学校における教育の特性に配慮しなければならない。

3 学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵養等に資する教育又は啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発その他当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう努めるものとする。

(医療提供体制の整備)

第18条 国及び地方公共団体は、心の健康の保持に支障を生じていることにより自殺のおそれがある者に対し必要な医療が早期かつ適切に提供されるよう、精神疾患を有する者が精神保健に関して学識経験を有する医師（以下この条において「精神科医」という。）の診療を受けやすい環境の整備、良質かつ適切な精神医療が提供される体制の整備、身体の傷害又は疾病についての診療の初期の段階における当該診療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、救急医療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、精神科医とその地域において自殺対策に係る活動を行うその他の心理、保健福祉等に関する専門家、民間の団体等の関係者との円滑な連携の確保等必要な施策を講ずるものとする。

(自殺発生回避のための体制の整備等)

第19条 国及び地方公共団体は、自殺をする危険性が高い者を早期に発見し、相談その他の自殺の発生を回避するための適切な対処を行う体制の整備及び充実に必要な施策を講ずるものとする。

(自殺未遂者等の支援)

第20条 国及び地方公共団体は、自殺未遂者が再び自殺を図ることのないよう、自殺未遂者等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(自殺者の親族等の支援)

第21条 国及び地方公共団体は、自殺又は自殺未遂が自殺者又は自殺未遂者の親族等に及ぼす深刻な心理的影響が緩和されるよう、当該親族等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(民間団体の活動の支援)

第22条 国及び地方公共団体は、民間の団体が行う自殺の防止、自殺者の親族等の支援等に関する活動を支援するため、助言、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

第4章 自殺総合対策会議等

(設置及び所掌事務)

第23条 厚生労働省に、特別の機関として、自殺総合対策会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 自殺総合対策大綱の案を作成すること。

(2) 自殺対策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。

3 前二号に掲げるもののほか、自殺対策に関する重要事項について審議し、及び自殺対策の実施を推進すること。

(会議の組織等)

第24条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、厚生労働大臣をもって充てる。

3 委員は、厚生労働大臣以外の国務大臣のうちから、厚生労働大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。

4 会議に、幹事を置く。

5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、厚生労働大臣が任命する。

6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。

7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(必要な組織の整備)

第25条 前2条に定めるもののほか、政府は、自殺対策を推進するにつき、必要な組織の整備を図るものとする。

5 自殺対策大綱（令和4年10月14日閣議決定）概要

第1 自殺総合対策の基本理念

誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す

自殺対策は、社会における「生きることの阻害要因」を減らし、「生きることの促進要因」を増やすことを通じて、社会全体の自殺リスクを低下させる

阻害要因：過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立等

促進要因：自己肯定感、信頼できる人間関係、危機回避能力等

第2 自殺の現状と自殺総合対策における基本認識

自殺は、その多くが追い込まれた末の死である

年間自殺者数は減少傾向にあるが、非常事態はまだまだ続いている

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進

地域レベルの実践的な取組をPDCAサイクルを通じて推進する

第3 自殺総合対策の基本方針

1. 生きることの包括的な支援として推進する
2. 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む
3. 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる
4. 実践と啓発を両輪として推進する
5. 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する
6. 自殺者等の名誉及び生活の平穏に配慮する

第4 自殺総合対策における当面の重点施策

1. 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する
2. 国民一人ひとりの気付きと見守りを促す
3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する
4. 自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る
5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する
6. 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする
7. 社会全体の自殺リスクを低下させる
8. 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ
9. 遺された人への支援を充実する

10. 民間団体との連携を強化する
11. 子ども・若者の自殺対策を更に推進する
12. 勤務問題による自殺対策を更に推進する
13. 女性の自殺対策を更に推進する

第5 自殺対策の数値目標

誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指すため、当面は先進諸国の現在の水準まで減少させることを目指し、令和8年までに、自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺者数）を平成27年と比べて30%以上減少させることとする。

（平成27年：18.5 ⇒令和8年：13.0以下）※令和2年：16.4

第6 推進体制等

1. 国における推進体制
2. 地域における計画的な自殺対策の推進
3. 施策の評価及び管理
4. 大綱の見直し

【出典】厚生労働省 自殺総合対策大綱の概要

鶴ヶ島市いのち支える自殺対策計画
(平成31年3月発行)

[発行] 鶴ヶ島市 〒350-2292
埼玉県鶴ヶ島市大字三ツ木16番地1
電話 049(271)1111

[編集] 鶴ヶ島市 健康福祉部 障害者福祉課